

# 檜原市人権施策に関する基本計画 改訂版

檜 原 市  
2019年3月



檜原市人権問題啓発推進本部長  
檜原市長 森 下 豊

## ご 挨拶

わが国では、これまで様々な人権施策が展開されてきましたが、部落差別（同和）問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの人権問題に加え、近年では、性的マイノリティに対する人権問題やインターネット等での書き込みを悪用した差別事象、特定の国籍の外国人に対するヘイトスピーチなど、人権を取り巻く課題はますます多様化しています。

また、2016年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をはじめ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」や「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、人権をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

このような状況に対応するため、このたび、これまでの取組の成果や一昨年実施しました「檜原市人権問題に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、複雑・多様化する人権問題の解決を図る人権施策の指針として、12年ぶりに本計画の改訂を行いました。

すべての人の人権が真に尊重される自由で平等な社会を実現し、すべての人に寛容で包摂する「共生社会」を確立するためには、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが不可欠であり、人権教育・啓発の取組は、ますます重要性を増しています。

今後とも、「豊かな人権文化に満ちた社会」の実現をめざして、市民の皆さまのご理解とご協力のもと、より一層の人権施策の推進に努めてまいります。

結びに、本計画の改訂にあたりまして、あらゆる角度からご審議賜りました檜原市人権審議会委員の方々をはじめ、策定過程で貴重なご意見をいただいた皆さまに心から厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも、本市の人権施策の推進にご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げ改訂の挨拶といたします。

## 橿原市人権施策に関する基本計画（改訂版）概要図

社会情勢の変化等に伴う新たな人権課題の顕在化や、「人権三法」の具体化が求められていること、さらには「橿原市人権問題に関する市民意識調査」結果等を踏まえ、改訂版を策定するものとします。

### 基本理念

#### 豊かな人権文化に満ちた社会の実現

子どもから高齢者に至るすべての市民が、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く、「豊かな人権文化に満ちた社会」の実現を目指します。

- 一人ひとりに豊かな自尊感情を育む取組み
- 一人ひとりの「ちがいを」受け入れ、学びあう人間関係づくりの取組み
- 一人ひとりが存在価値を実感できる取組み
- 一人ひとりの生活の質を高める取組み
- 豊かな協働を育む取組み

### 基本姿勢

- (1) 人権尊重の視点に立った行政の推進
- (2) 人権教育・啓発の推進
  - ①市民への期待と信頼による人権教育・啓発の推進
  - ②これまでの成果と課題を反映した人権教育・啓発の推進
  - ③協働の視点を大切にした人権教育・啓発の推進
- (3) 人権相談・支援の充実

## 施策体系

### 人権施策の推進にかかわって

- 1 人権を取り巻く情勢について
- 2 檀原市における人権の現況について
- 3 人権教育・啓発の推進  
人権教育の推進  
①学校・幼稚園・保育所における人権教育  
②地域・家庭・職場における人権教育  
  
人権啓発の推進  
①市民  
②企業等  
  
特定の職業に従事する者に対する研修  
市職員、教職員・保育職員、医療・  
保健関係者、福祉関係者
- 4 人権相談・支援の推進  
人権相談・支援の重要性(意義)を踏まえた  
取組み  
人権相談の機能を生かした取組み  
相談員の養成  
人権相談の推進体制の充実

### 分野別の人権施策の推進について

部落差別問題(同和問題)  
女性  
子ども  
高齢者  
障がいのある人  
外国人  
HIV感染者・ハンセン病患者等  
性的マイノリティ(LGBTQなど)  
インターネット等による人権侵害  
北朝鮮当局によって拉致された被害者等  
犯罪被害者等  
中国残留邦人  
刑を終えて出所した人  
ホームレス  
アイヌの人々

行政機関はもとより、市民、関係団体・NPO等が、家庭・地域社会・学校、企業等あらゆる場において、豊かな人権文化に満ちた社会の実現に向けて取り組む。

## 推進体制

- 全庁的な推進組織を中心に、部局相互の密接な連携のもと、人権施策を総合的・効果的に推進する
- 国、県及び関係機関等と連携し、それぞれの立場や役割に応じた施策を推進する
- NPO等との協働による取組みを推進し、人権施策の充実を図る

# 目次 *contents*

## I 基本的な考え方

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1 檜原市人権施策に関する基本計画（改訂版）策定の趣旨 | 2 |
| 2 基本理念                      | 3 |
| 3 基本計画の位置づけ                 | 5 |
| 4 人権施策推進における檜原市の基本的な姿勢      | 5 |

## II 人権施策の推進に関わって

|   |    |
|---|----|
| 1 人権を取りまく情勢について                             | 10 |
| 2 檜原市における人権の現況について<br>一人権問題に関する市民意識調査結果を中心に | 12 |
| 3 人権教育・啓発の推進                                | 25 |
| 4 人権相談・支援の推進                                | 40 |

## III 分野別の人権施策の推進について

|                    |    |
|--------------------|----|
| 部落差別問題（同和問題）       | 46 |
| 女性                 | 50 |
| 子ども                | 53 |
| 高齢者                | 57 |
| 障がいのある人            | 60 |
| 外国人                | 64 |
| HIV感染者、ハンセン病患者等    | 67 |
| 性的マイノリティ（LGBTQなど）  | 69 |
| インターネット等による人権侵害    | 72 |
| 北朝鮮当局によって拉致された被害者等 | 74 |
| 犯罪被害者等             | 74 |
| 中国残留邦人             | 75 |
| 刑を終えて出所した人々        | 75 |
| ホームレス              | 75 |
| アイヌの人々             | 76 |

## IV 推進体制

|                  |    |
|------------------|----|
| 1 全庁的な推進         | 78 |
| 2 国、県及び関係機関等との連携 | 78 |
| 3 NPO等との協働の推進    | 78 |

## V 資料

|     |    |
|-----|----|
| 注釈  | 80 |
| 法令等 | 84 |

## I 基本的な考え方

---

- 1 檜原市人権施策に関する基本計画（改訂版）策定の趣旨
- 2 基本理念
- 3 基本計画の位置づけ
- 4 人権施策推進における檜原市の基本的な姿勢

# I 基本的な考え方

## 1 橿原市人権施策に関する基本計画（改訂版）策定の趣旨

1948（昭和23）年に「世界人権宣言」<sup>1</sup>が採択されてから70年が経過し、その間、同宣言の理念を踏まえた人権関係諸条約を採択するとともに、「人権教育のための国連10年」<sup>2</sup>をはじめとする国際年を設定するなど、人権確立に向けた国際的な取組みが進められてきました。我が国においても、「人権教育のための国連10年」国内行動計画や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定された人権教育・啓発に関する基本計画の策定、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の制定・施行、さらには、性的指向・性自認<sup>3</sup>による差別の解消をめざす法制定についても数年前から検討が行われ、個別の人権問題に関する法的整備など、人権擁護・確立への取組みが進展しています。

奈良県においては、1997（平成9）年に、「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」が制定され、翌1998（平成10）年には県の人権教育・啓発の指針となる「人権教育のための国連10年」奈良県行動計画が、2004（平成16）年には、豊かな人権文化の創造を目指した「奈良県人権施策に関する基本計画」が策定されました。また、2016（平成28）年には「奈良県犯罪被害者等支援条例」、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」、2019（平成31）年には「奈良県部落差別解消推進条例」が施行され、それぞれの法律の趣旨の具体化を図ってきました。

橿原市では、1996（平成8）年に「橿原市人権擁護に関する条例」を制定し、2000（平成12）年には「人権教育のための国連10年」橿原市行動計画を、2007（平成19）年には「橿原市人権施策に関する基本計画」を策定し、全庁的に人権尊重を基本とする諸施策の推進に取り組んできました。そうした経過から2018（平成30）年には「橿原市手話言語条例」、「橿原市犯罪被害者等支援条例」の施行に至っています。

また、さまざまな人権問題の解決に向け、地域社会、学校、職場などで、多くの人々や機関・団体によって、人権教育・啓発の取組みが継続的に進められ、多くの成果をみてきたところです。

しかし、2016（平成28）年に実施しました「橿原市人権問題に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）結果から、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等にかかわる人権問題や、人権に関する学習会の参加状況等についての課題が明らかになりました。今日では特に、同和地区問い合せの問題やインターネット等を悪用した人権侵害、ヘイトスピーチ<sup>4</sup>、児童虐待、性的マイノリティに対する差別や偏見、貧困問題などが顕在化しています。また、急速な社会の変化と、価値観の多様化の中で、多くの人々が、他者との人間関係づくりに戸惑いやストレスを感じ、孤立化する傾向も危惧されます。

すべての人の人権が真に尊重される自由で平等な社会を実現し、すべての人に寛容で包摂する「共生社会」を確立するためには、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが不可欠であり、人権教育・啓発の取組みは、ますます重要性を増しています。

そこで、「檀原市人権施策に関する基本計画」の理念及び人権施策推進における檀原市の基本的な姿勢を継承し、また、「市民一人ひとりの人権が真に尊重される自由で平等な社会づくり」を着実に推進するため、これまでの人権諸施策の成果と課題を引き継ぎ、今後の中・長期的な人権施策の推進指針である「檀原市人権施策に関する基本計画(改訂版)」(以下「基本計画」という。)を策定するものです。

## 2 基本理念

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利であり、日本国憲法の「基本的人権」として保障されているものです。「基本計画」は、子どもから高齢者に至るまでのすべての市民が、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く、「豊かな人権文化に満ちた社会」の実現を目指すことを基本理念とします。

この基本理念である「豊かな人権文化に満ちた社会」の実現を目指して取り組むことが、人権行政の推進を具体化することであり、また、次のような視点に配慮することが大切です。

### (1) 一人ひとりに豊かな自尊感情を育む取組み

自尊感情とは、自分自身を大切な存在であると感じ、肯定的に受け入れようとする感情をいいます。一人ひとりが欠点をも含めたありのままの自分を素直に受け入れるようになれば、他者に対してもありのままを受け入れることができ、差別や排除を回避することができます。

また、自分自身に自信がもてることから、困難に直面したときでも、前向きな考え方ができ、解決に向けて主体的に行動することができます。

そのような観点から、自尊感情は人権尊重の精神を培う上で、基礎となる感情といえます。すべての市民が自尊感情を豊かに育むことができるような取組みを積極的に進めていくことが肝要です。

### (2) 一人ひとりの「ちがい」を受け入れ、学びあう人間関係づくりの取組み

人は、思想・信条、年齢、性別、身体、学歴、出身(地)、文化・風習、言語など、さまざまな「ちがい」を持って生きています。しかし、現在の社会ではこれらの「ちがい」

を受け入れられずに同質化を求めたり、「ちがい」を理由にして、人を排除したりすることも少なくありません。また、そうした意識や行動は、人とのかかわりや自分自身の可能性を狭めることになることがあります。「市民意識調査」では、「外国人の人権が尊重されていないこと」について尋ねた結果、多くの市民が「文化の違いなどによる地域社会の受け入れが不十分」だと答えています。

だれもが豊かに生きていくためには、それぞれの「ちがい」をありのまま受けとめ、認め合い、尊重し合う関係を築いていくことが大切です。「ちがうからこそ、一人ひとりが輝き豊かになれる」ということを身近なくらしの中から創り出していくことが求められます。

### (3) 一人ひとりが存在価値を実感できる取組み

人は皆、個人として独立した存在であると同時に、家庭、職場、地域などさまざまな場面で、人間関係を持ちながら生きている存在です。そのかかわりの中で自己の存在を自覚し、「共に生きる」営みを通して、一人ひとりが認められているという実感を持つことができます。それは生きがいとなり、自己実現に通じるものです。

身近なボランティア活動や「まちづくり」などに積極的に参画し、社会とのつながりを確かなものにしていくことが大切です。そして、それによって生まれる出会いや交流の場から、一人ひとりが「共に生きる」存在として自覚できるように取組みを進めることが大切です。

### (4) 一人ひとりの生活の質を高める取組み

今日、人が単に生きるというだけでなく、その人が生きがいをもって、どのような人生を生きたかが問われるようになりました。一般的に「生活の質」(QOL)といわれている考え方で、一人ひとりの命の意味を問い、日常生活の質を高め、トータルとしてその人が人生を豊かに生きるという概念です。

生活の質を問い直す現代社会の重要課題として、人権と環境が深く関わっていることを認識し、「持続可能な地域づくり」という観点から、大量生産、大量消費・廃棄などの生活を改善するため、地域ぐるみで取り組むことが求められます。

一人ひとりが、生活の質を問い直し、豊かに自己実現を図っていく視点を、環境にも配慮しながら今後のまちづくりに生かすことが求められます。

### (5) 豊かな協働を育む取組み

私たちは誰もが自己実現のために自分らしく励むことができる社会を求めています。

そのためには行政の努力だけではなく、市民の理解や協力は不可欠です。行政と市民が「豊かな人権文化に満ちた社会」を実現するという共通の目的に向かって、地域活動などを中心に、対等な立場で互いに影響し合い、協力しながら取り組む協働の関係を進展させなければなりません。

### 3 基本計画の位置づけ

「基本計画」は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「檀原市人権擁護に関する条例」、「檀原市総合計画」の理念等を視野に入れながら、今後の中・長期的な人権施策の基本的な方向を明らかにするものであり、市のさまざまな施策の取組みにあたっては、この「基本計画」を尊重し、推進するための指針となるものです。

- この「基本計画」の策定及びその推進をもって、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条（地方公共団体の責務）に対応するものとします。
- この「基本計画」は、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 4 人権施策推進における檀原市の基本的な姿勢

#### (1) 人権尊重の視点に立った行政の推進

地方自治体は、日本国憲法の平和主義、民主主義、基本的人権の尊重という基本理念を地域において具体化する役割を担っています。特に基本的人権の尊重は、住民生活に直結した課題であり、社会情勢の変化等を踏まえた対応が求められます。

行政は、住民の生活から生起するニーズに対して、住民の信託に基づき、住民の協力を得ながら応えていく責任があります。すべての行政施策は住民生活に関係したものであることから、これを的確に推進していくことは住民の福祉を増進させ、人権を尊重し、擁護していくことになります。

#### ①あらゆる施策を人権尊重の視点から進める

檀原市では、日常の業務はもちろんのこと、あらゆる施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、人権尊重の視点にたって運営することが人権行政であると捉えています。

したがって、どの部局においても人権尊重の理念が反映されるように業務を遂行しなければなりません。

## ②すべての職員が人権教育・啓発の主体を担う

すべての職員は、人権教育・啓発の主体を担うとともに、人権が確立された社会の実現を図っていく人権啓発のリーダーとしての働きをもっています。そのために、職員自らが自己啓発に努め、人権意識の醸成に努めるとともに、業務の中で改善が必要な場合は、問題提起を行うなど主体的に取り組めます。

また、人権尊重の理念が地域社会の中で具体化されるように、職員は市民への奉仕的な立場にあることやリーダー的な存在であることを自覚し、地域活動に積極的に参画するよう努めます。

## (2) 人権教育・啓発の推進

### ①市民への期待と信頼による人権教育・啓発の推進

日常のくらしのあらゆる場面に人権文化が根付くためには、市民が人権の尊重を認識し、身近な地域社会で「共に生きる」実践を重ねるなど、一人ひとりの「自立」への営みが不可欠となります。

その際、日本国憲法や「世界人権宣言」等の人権尊重の精神、個別の人権問題に関する法制度の趣旨等について学習するとともに、自他を尊重し、科学的なものの見方や考え方により、課題に対して公正に解決していく技能と態度を身につけることが必要です。

行政はこうした市民の「自立」への営みに対して、期待と信頼をベースに積極的にサポートすることが大切です。檀原市においては、市民が主体的に学習できるように学習の場の設定や情報提供などの充実に努めます。

### ②これまでの成果と課題を反映した人権教育・啓発の推進

檀原市における人権教育は、「檀原市同和教育の推進についての基本方針」（2002（平成14）年改訂）に基づき同和問題に起因する長欠・不就学の解消等、教育の機会均等を保障することを原点として、「差別の現実に学ぶ」ことを基本理念に取組みが進められてきました。それは、目の前の課題を直視することから、差別を正しく認識し、差別をなくす意欲と実践力を育む取組みとして進められ、さまざまな人権侵害を許さない雰囲気づくりや人権意識の高揚を図る上で、大きな役割を果たしてきました。

「差別の現実に学ぶ」営みは、子どもたちが現実に抱える教育課題を学校、地域、行政等が共有しつつ、具体的な実践を生みだしてきたということを再認識し、今後の人権教育・啓発においても変わることなく、その根幹とされなければなりません。

また、課題の解決に向かって取り組むなかで、教育・行政・関係団体等が日常的に連携・協力を図ってきたことは、取組みの輪を広げるとともに、地域ぐるみの教育活動を生み出すきっかけになりました。

こうした橿原市における取組みの成果を踏まえ、国内外の人権に対する先進的な取組みにも学びながら、差別を許さない意識の醸成や差別をなくしていこうとする態度の育成を図り、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として組み立て、効果的な取組みとなるよう努めます。

### ③協働の視点を大切にした人権教育・啓発の推進

今日の多様化・深刻化する人権課題に対応するためには、個別の課題に対する専門的な知識や情報などを、できる限り豊富に得ることが必要です。また、個性化・多様化する市民のニーズに対して有意義な取組みを進めるためには、教育・行政のみの取組みでは限界が生じてきます。

こうした今日の動向から、今後の人権教育・啓発の取組みは、さまざまな分野で活動している個人や団体等との協働した営みを創り出すことが肝要です。

## (3) 人権相談・支援の充実

人権侵害を受けた人や受けるおそれのある人、また、人権問題にかかわって悩み事を抱える人などに対する相談・支援の取組みは、人権教育・啓発と並んで重要な課題となっています。

日本における人権相談の由来は、日本国憲法における基本的人権の尊重思想を社会に浸透させ、あわせて相談を通じて人権侵犯事象を浮き彫りにすることでした。また同時に、法務省の人権擁護機関としての存在を広く国民に認識させることであったとされています。

今日、社会情勢の変化等に伴い、日常生活の中でさまざまな悩みや心配事を抱えたり、差別を受けたり、あるいはトラブルに巻き込まれたりすることが多くなり、内容的にも多岐に広がっています。その際に相談に応じ、それらを解決するために援助する活動が重要性を増しています。

相談においては、可能な限り間口を広げて人が人として幸せに生きることを阻む問題について対応することが大切です。また、市民が自己実現のため主体的な活動に取り組めるよう、自立や社会参加を支援することも重要です。

そのため、国・県やNPO<sup>5</sup>等の民間団体等との連携・協働を図りながら、相談・支援の取組みを充実させていきます。

## Ⅱ 人権施策の推進に関わって

---

- 1 人権を取りまく情勢について
- 2 榎原市における人権の現況について  
一人権問題に関する市民意識調査結果を中心に—
- 3 人権教育・啓発の推進
- 4 人権相談・支援の推進

## Ⅱ 人権施策の推進に関わって

### 1 人権を取り巻く情勢について

2018（平成30）年は国連で「世界人権宣言」が採択されてから70周年でした。この宣言によって「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とされ、人権と基本的自由を享受する上で本質的に平等であるという基本原則が示されました。また、「人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を擁護することが肝要である」として、法による基本的人権の擁護の重要性が記されました。

「世界人権宣言」は、人権についての国際的基準（グローバルスタンダード）として誕生しました。それは、一人ひとりの「ちがいを認め合い、自分らしく豊かに生きることができる社会を保障することが目的であったとされています。

近年、日本社会の「不寛容性」から発せられる過剰な批判などの排他的・攻撃的な言動が問題となっています。「保育所はうるさい。建てるな」、「ベビーカーや車いすが邪魔だ」など、これまで表面化しなかったような言動が、ニュースやネット上で話題となっています。「不寛容性」とは、自分とは異なった意見や価値観などを受け入れられず、厳しく批判したり、自己責任を強調したりする傾向であるといわれています。ひとたび火が付くと、たちまちエスカレートする傾向があり、不安は大きくなります。こうした状況が増幅していく社会では、自分らしく生きることが阻まれ、生きづらさを抱える人が増えていくのではないかと危惧されています。それはまた、差別や排除を拡大させる要因にもなります。私たちが望む社会は、誰もが生きる希望を持って豊かに生きようと日々励むことができる社会であり、そうした社会の実現に向け、寛容性を培う教育・啓発活動が求められます。

かつての日本では、血縁・地縁・社縁などさまざまな縁による人々の結びつきが相互扶助を発展させ、互いを支えてきました。しかし、今、そうした縁が希薄になる「無縁（化）社会」が進行しています。「無縁（化）社会」という言葉は、2010年にNHKが報じたドキュメンタリー「無縁社会 無縁死3万2千人の衝撃」によって生まれました。「無縁死」された3万2千人の中には名前や住所が分からず市町村に引き取られ、「行旅死亡人」として公示され措置されたケースが1千件近くあったといわれています。究極の孤独に追い込まれた人たちの姿です。その後も、2015年（平成27）度全国の政令市で亡くなった方の約30人に1人が「無縁仏」として死亡地の自治体によって弔われました。「無縁化」は今なお進展しています。背景には、貧困層の拡大、高齢化社会における孤立化の進行、家族・親族の人間関係の崩壊等といった問題があります。

さらに現状を見ていくと、企業や地域の共同体からこぼれ落ち、孤立し、不可視の状態に陥っている人たちの存在があります。

また、ひきこもり・ニートの問題は今や若年層に限った問題ではありません。ひきこもりについては、80歳代の親が50歳代の子の面倒をみなくてはならない状況が浮上しています（「8050問題」）。内閣府の2018年版『子供・若者白書』によると、2017（平成29）年時点でひきこもりの状態にある人は54万人であると推計され、ニートに関しては71万人に上るとされています。ニートにある人が過去にひきこもりの状態であったケースは少なくなく、両者は類似した状態であると考えられます。ひきこもりの状態におかれた人は、健康で文化的な生活から阻害され、幸福を追求する機会を奪われる可能性の高い人たちでもあるといわれています。社会の中で低位に見られ、「怠け者」として排除のまなざしを浴びることが少なくありません。ひきこもり・ニートの問題は、深刻な社会問題であり、孤立化が加速する現代社会の人権問題としても捉えることが必要です。

「無縁社会」「孤立化社会」の進行から、安心感という人と人とのつながりの実感や、必要な時に必要なサービスを受けられる社会救済システムの充実・発展等を喫緊の人権課題としていかなければなりません。

日本では子どもの7人に1人が相対的貧困の状態にあるといわれています。相対的貧困とは、子どもの生活からすると、友だちと遊んだり、学校に行ったり、家族と休日に出かけたりといった、ごく当たり前のことができない状態とされています。そんな状態に置かれた結果、家計を支えたり、自分の進学費用を貯めるためにアルバイトをせざるを得なかったりという高校生の実態が明らかになっています。一人親家庭においてはその傾向が強くなっています。少子化で子どもの数が減少しているにもかかわらず、生活保護費以下の収入で暮らす子育て世帯が過去20年で倍増しているという調査結果もあります。最低賃金の引き上げや、働きやすい環境の整備、社会保障制度を利用するにあたっての相談・支援の充実等、貧困問題解決のための政策の拡充が必要です。

一方、近年、人権に関する個別法や、その趣旨を具体化するための関連条例等が制定され、それらを活かした個別の人権課題に対する取組みの進展や充実等が課題となっています。

奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会（「啓発連協」<sup>6</sup>）がまとめた2017（平成29）年度における県内での差別事象調査によると、部落差別に関わる事象は10件で、役所に電話で「〇〇が同和地区か教えてほしい」といった問い合わせが続き、近年は直接役所に出向いて尋ねる事案が多くなっています。また、差別投書、差別落書き、差別言辞、インターネットへの書き込み、メールなどの事案も確認されています。同和地区に関する問い合わせは全国的に増加傾向で、問い合わせ内容は「同和地区の所在地情報」「住宅や土地の購入に際する調査」「結婚（交際）相手の身元調査」などです。2016（平成28）年に制定された「部落差別解消推進法」は理念法で具体性に欠けるという指摘もありますが、むしろ具体性がないという側面を活かして、新たな取組みの構築を図ることが大切です。

2016（平成28）年、視覚障がいがある岡山の短期大学准教授が、勤務する短期大学から「授業中に飲食していた学生を注意できなかったこと」などを理由に、事務職への転換命令を受けるといった問題が起きました。准教授はこれが「視覚障がい者への不当な差別」であるとして、命令撤回などを求める訴えを起しました。1審、2審の「命令に従う義務はない」とする判決に対して、短大側が上告しましたが、2018（平成30）年11月27日、最高裁は上告を棄却し、授業の担当から外した命令は「合理的と認められる理由を欠く」として無効とする画期的な判決を下しました。

2016（平成28）年施行の「障害者差別解消法」では、障がい者への不当な差別を禁じ、個別の障がいに対して「合理的配慮<sup>7</sup>の不提供の禁止」を求めています。こうした「障害者差別解消法」の趣旨等について学び、身近な地域社会で障がいの有無に関わらず、困っている人や不安を持っていると思われるような人たちに対する積極的な働きかけが求められています。

ヘイトスピーチに関しては、「ヘイトスピーチ解消法」施行後に行われたデモ・街宣の回数は、施行前とあまり変化はなく、デモ中に発せられる「殺す」「処刑する」などの生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知する発言も残っています。また、熊本地震や2018（平成30）年7月の西日本豪雨時における、ヘイトスピーチの書き込みなど、災害時の混乱を利用した悪質な行為が後を絶ちません。アパート等への入居拒否や、就職差別等の問題が2016（平成28）年の「外国人住民調査」でも浮き彫りになりましたが、それらの外国人差別に対する法律は整備されていません。ヘイトスピーチをはじめ、外国人差別に対する効果的な法整備等、人権尊重の理念の具体化を一層図っていくための啓発活動が必要です。

性的マイノリティに対する差別を解消するための法整備も重要な課題です。職場や学校、地域社会等において性的マイノリティに対する偏見や差別は深刻な問題となっています。社会全体で性的マイノリティに対する認識を深め、当たり前の存在として受け止めることは国際的には今や常識となっています。2020年の東京五輪・パラリンピックを控え、今後の日本の対応に世界的な関心が集まることは確実です。

## 2 檀原市における人権の現況について

—人権問題に関する市民意識調査結果を中心に—

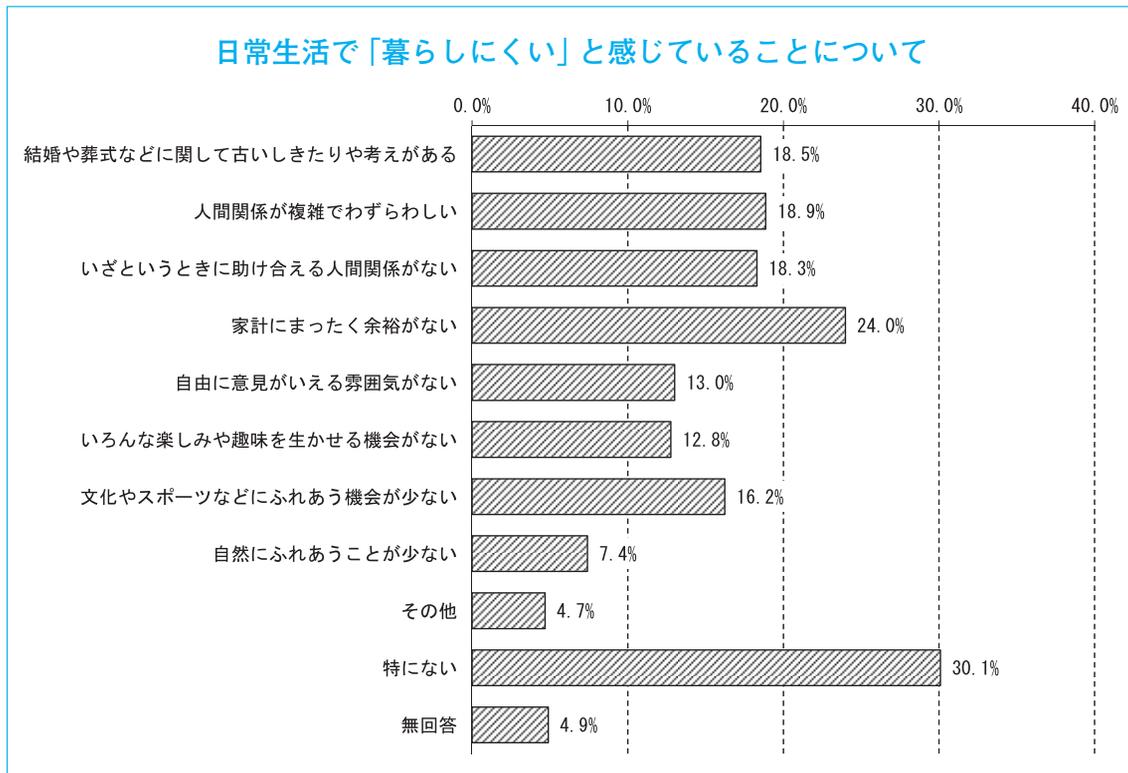
### （1）孤立させない・排除しない地域のネットワーク

「日常生活の中で、暮らしにくいと感じている」ことをたずねた結果、「特にない」とする回答が3割を占め、全体的には「暮らしにくさ」は前回調査時と比較して緩和されています。しかし、「家計にまったく余裕がない」に、4人に1人が回答した状況は見逃せないと考えます。格差が進行する社会の様相が檀原市においても明らかになった

といえます。

また、人間関係のあり方については、「人間関係が複雑でわずらわしい」、「いざというとき助け合える人間関係がない」の合計が4割近くとなり、孤立感をもつ人びとの存在に目を向けなければなりません。特に高齢者層における「いざというとき助け合える人間関係がない」という結果には切実な思いが感じられます。人口減少化や少子高齢社会の進展に伴って近隣の商店や食堂等が閉店するなど、身近な地域コミュニティが崩壊しつつあります。こうした実情の中で行き場を失う人たちの存在を見逃してはなりません。

格差社会で苦悩する経済的弱者や、孤立感を持った高齢者が地域社会の中で生きる希望を見いだせるような施策の確立を通じて、すべての人を「孤立させない・排除しない地域のネットワークづくり」へと繋ぐことが重要です。

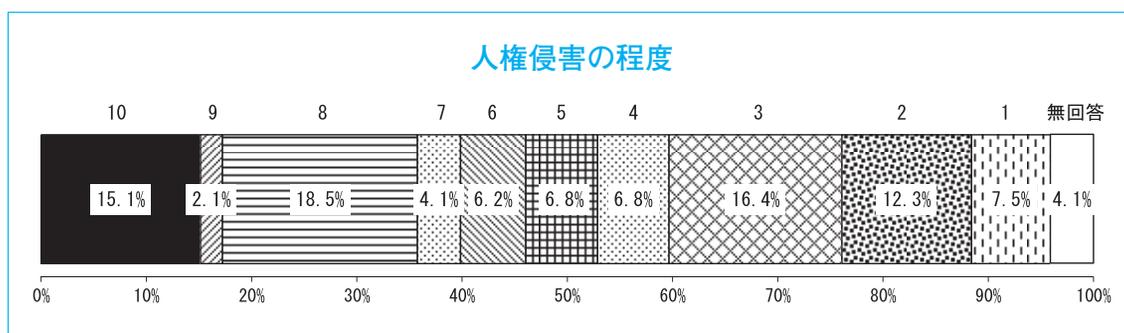


橿原市・奈良県・国高齢者人口の推移（毎年10月1日現在）

| 年度 | 橿原市        |              |       | 奈良県        |              |       | 国           |               |       |
|----|------------|--------------|-------|------------|--------------|-------|-------------|---------------|-------|
|    | 総人口<br>(人) | 65歳以上<br>(人) | %     | 総人口<br>(人) | 65歳以上<br>(人) | %     | 総人口<br>(千人) | 65歳以上<br>(千人) | %     |
| 25 | 125,314    | 29,793       | 23.8% | 1,404,296  | 365,769      | 26.0% | 127,298     | 31,898        | 25.1% |
| 26 | 124,887    | 31,064       | 24.9% | 1,396,879  | 379,929      | 27.2% | 127,083     | 33,000        | 26.0% |
| 27 | 124,238    | 31,987       | 25.7% | 1,389,379  | 390,296      | 28.1% | 127,095     | 33,465        | 26.3% |
| 28 | 123,640    | 33,006       | 26.7% | 1,356,950  | 397,320      | 29.3% | 126,933     | 34,591        | 27.3% |
| 29 | 122,991    | 33,649       | 27.4% | 1,348,257  | 404,192      | 30.0% | 126,706     | 35,152        | 27.7% |

## (2) 人権相談事業の改善

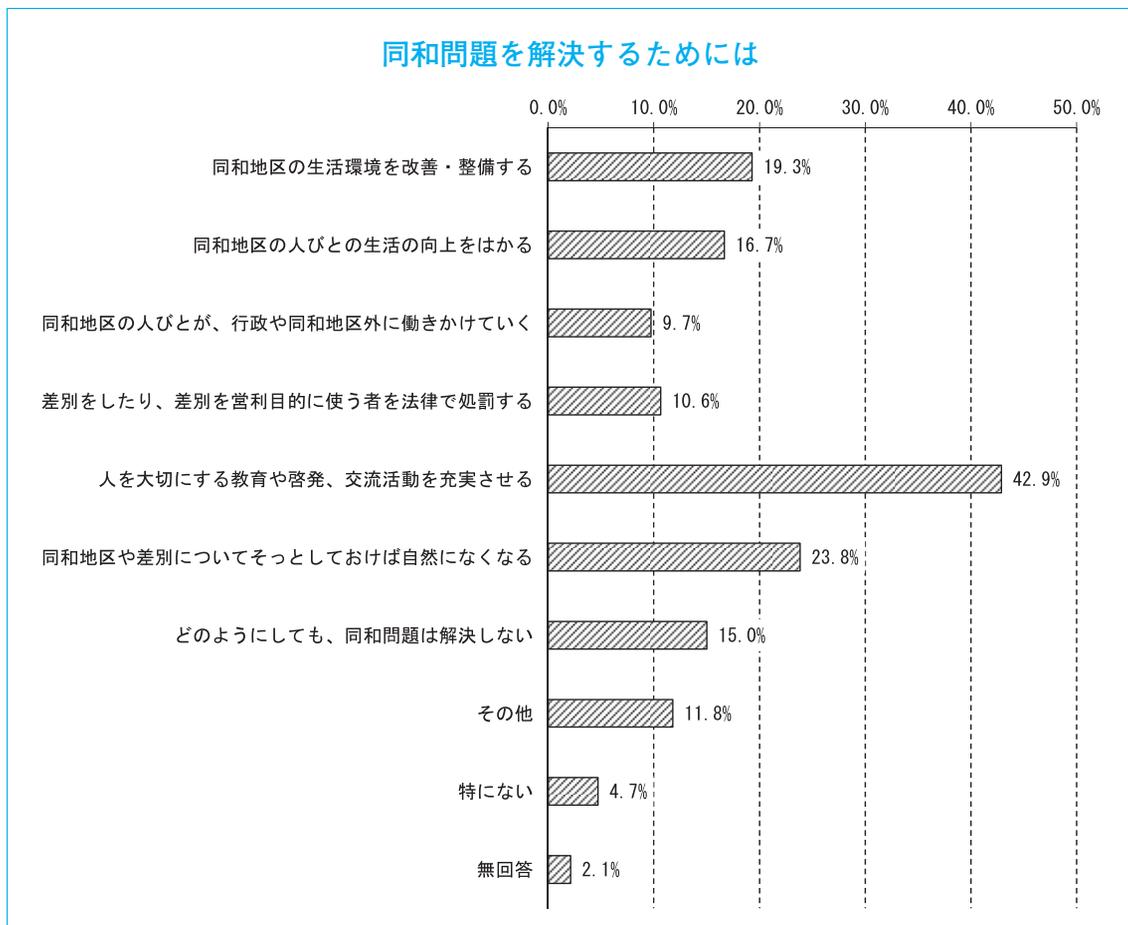
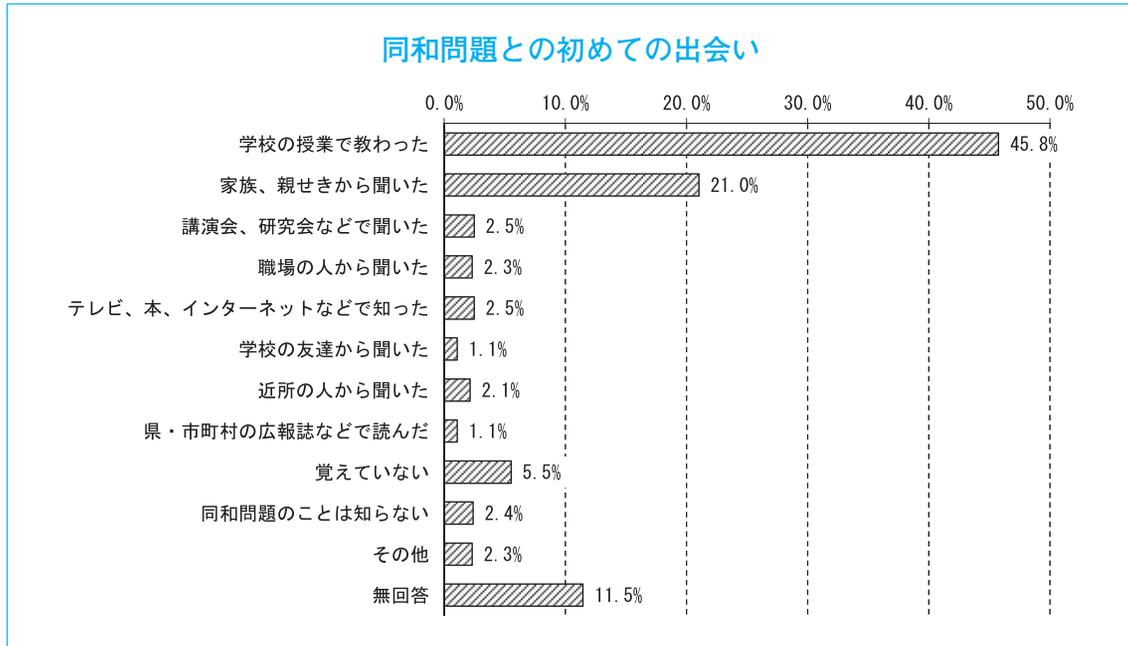
「人権侵害の程度」に関する奈良県調査との比較では、侵害の程度「8～10」を見ると県調査より8ポイント多い35.7%となっており、人権侵害を重大に感じる人が多いということがわかりました。人権侵害に対して有効に機能する公的な人権相談事業を実現するためには、市民に対して人権相談事業そのものに関する確実な周知と、相談事業を利用することが人権が尊重される社会を築くために重要であるという認識を培うことが大切だと考えられます。また、プライバシーの保護や相談に対する適切な助言を行うなどの改善が重要になります。相談者にとって身近な相談窓口として公的機関の窓口が想定されるよう努める必要があります。



※最も重度の人権侵害を「10」とし、最も軽度の人権侵害を「1」とする。

## (3) 人を大切にする教育・啓発と「まちづくり」の発展

同和問題との初めての出会いについて質問した結果、半数近くが「学校の授業で教わった」と回答しました。その「出会い」と「自分の子どもの結婚相手が部落出身者であった場合の態度」、「気に入った物件が同和地区周辺にあった場合の気持ち」との関連を追究した結果、同和地区、部落出身者に対する忌避意識の背景には、同和問題について「家族・親せきから聞いた」という出会いが、何らかの影響を与えていることが見えてきました。幼少期から他者を排除しない感性を育てる教育や保育の重要性を痛感しているところです。それと関連して、「同和問題を解決するために特にどうすればよいか」について質問した結果、「人を大切にする教育や啓発、交流活動を充実させる」が最多の回答となりました。重要なことは「人を大切にする教育や啓発」をスローガンに終わらせるのではなく、差別の解消に向けて、具体的な学習を積み重ね差別意識を解きほぐしていくことが重要です。また、小学校区を範囲とする「まちづくり」活動に部落内外が共に取り組むことを通じて、お互いの交流を深めていくことが大切です。

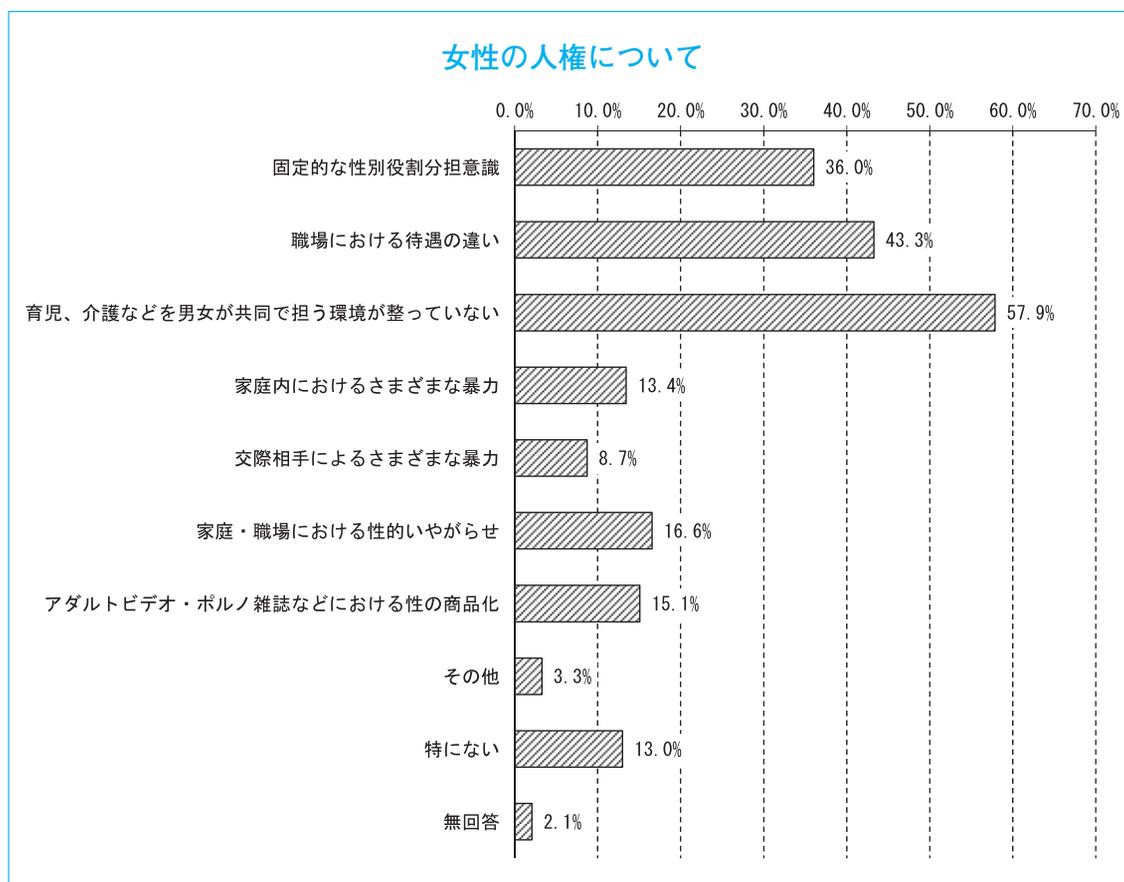


#### (4) ワークライフバランスを踏まえた取組み

最近、ワークライフバランス<sup>8</sup>という考え方が注目されています。「仕事と生活の調和」と訳されますが、それが実現した社会とは、「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」です。

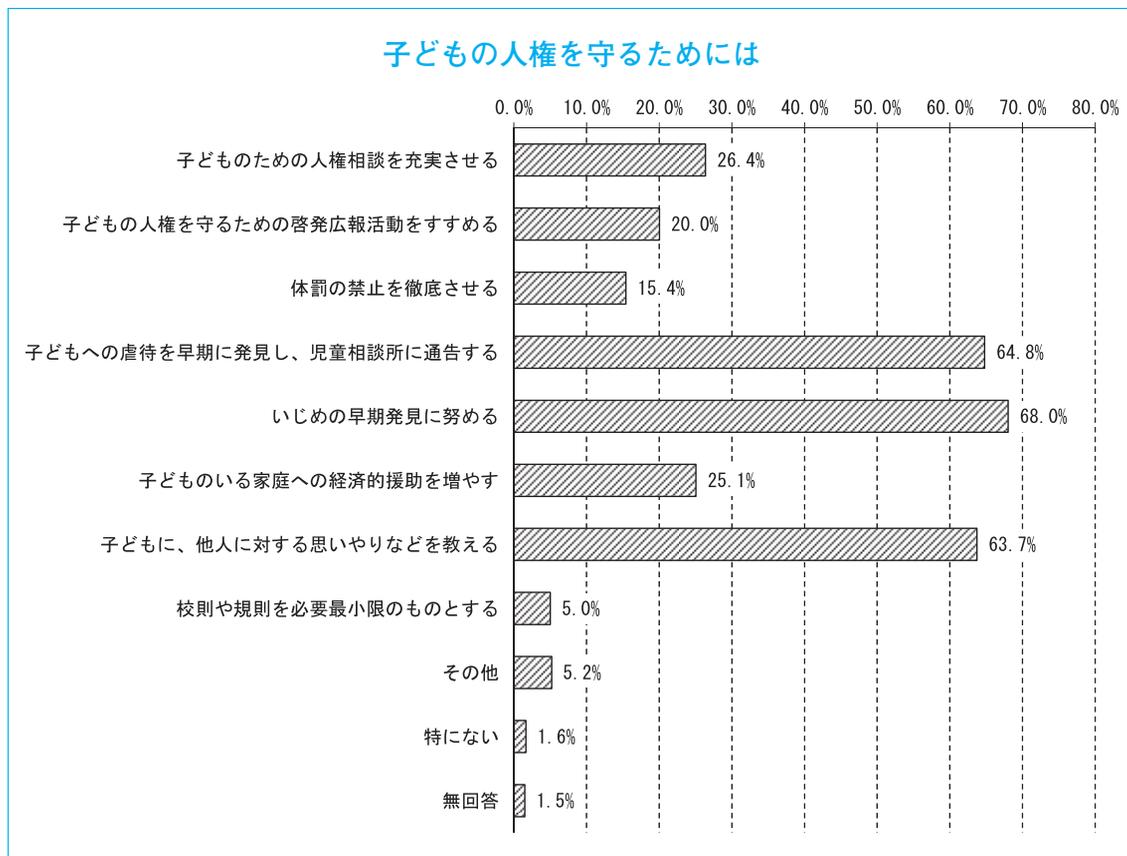
「市民意識調査」では、女性の人権で尊重されていないことについて、最多となったのは「育児、介護など、男女が共同で担うことができる環境が整っていない」でした。男女の回答を比較すると女性の方が8ポイント多くなっており、介護や育児などにおいて女性の負担が大きく、生きづらさが増幅されていると考えられます。女性の切実さを施策として推進していくとともに、橿原市としての重大な課題としなければなりません。

橿原市においても男女共同参画社会<sup>9</sup>の実現をめざして、ワークライフバランスの考え方を各分野に反映していくよう努めます。



(5) 子どもへの投資は未来への投資

今回の調査では「いじめ行為」に対する関心が高く、子どもの人権を守るために特に必要なこととして「いじめの早期発見」「虐待の早期発見と通告」「子どもに、他人に対する思いやりなどを教える」が多くの回答を集めています。将来を担う子どもたちの健やかな成長と生命に直結する問題として、取組みを発展させなければなりません。また、「子どもの貧困」に着目した設問として取り上げた「子どものいる家庭への経済的援助を増やす」には25.1%の回答がありました。私たちが問題としている相対的貧困は大変見えにくく、自己責任論が強いという特徴があり、支援に関して賛否が分かれることもあります。子どもたちの育ちを保障することは日本の未来に希望をつなぐことです。特に一人親家庭の状況は厳しいといわれています。橿原市としての実態を適切に把握し、必要な改善策へとつなぎながら「橿原市に住んで良かった」と思えるような取組みを見いだすことが重要です。



## 檀原市ひとり親（母子・父子）世帯数推移

（母子家庭・父子家庭） 5年毎の調査

| 年度         | 平成22  | 平成27   |
|------------|-------|--------|
| 男親<br>世帯数  | 667   | 710    |
| 男親<br>世帯人数 | 1,559 | 1,629  |
| 女親<br>世帯数  | 4,041 | 4,329  |
| 女親<br>世帯人数 | 9,951 | 10,567 |

## 檀原市いじめ・不登校・暴力行為の推移

|      | 校種  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度   | 平成28年度   | 平成29年度 | 備考    |
|------|-----|--------|--------|--------|----------|----------|--------|-------|
| 暴力行為 | 小学校 | 7      | 26     | 12     | 3        | 8        | 6      | 単位：件数 |
|      | 中学校 | 39     | 19     | 27     | 28       | 21       | 16     |       |
|      | 計   | 46     | 45     | 39     | 31       | 29       | 22     |       |
| いじめ  | 小学校 | 41     | 42     | 52     | 211 (23) | 108 (52) | 182    | 単位：件数 |
|      | 中学校 | 181    | 20     | 60     | 143 (59) | 46 (30)  | 63     |       |
|      | 計   | 222    | 62     | 112    | 354 (82) | 152 (82) | 245    |       |
| 不登校  | 小学校 | 39     | 38     | 25     | 28       | 29       | 24     | 単位：件数 |
|      | 中学校 | 56     | 106    | 121    | 80       | 71       | 98     |       |
|      | 計   | 95     | 144    | 146    | 108      | 100      | 122    |       |

※平成27・28年度に「いじめ」が急増しているのは、「いじめと認定されていないが、見守りが必要である」とするものも計上されたため。（ ）の数字は「いじめ」と確認された数

## 檀原市被虐待者の年齢・相談種別（平成29年度）

|         | 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | ネグレクト | 計   |
|---------|-------|------|-------|-------|-----|
| 0～3歳未満  | 4     |      | 17    | 40    | 61  |
| 3～学齢前児童 | 21    |      | 32    | 31    | 84  |
| 小学生     | 22    |      | 28    | 39    | 89  |
| 中学生     | 13    | 1    | 7     | 14    | 35  |
| 高校生・その他 | 1     |      | 4     | 15    | 20  |
| 計       | 61    | 1    | 88    | 139   | 289 |

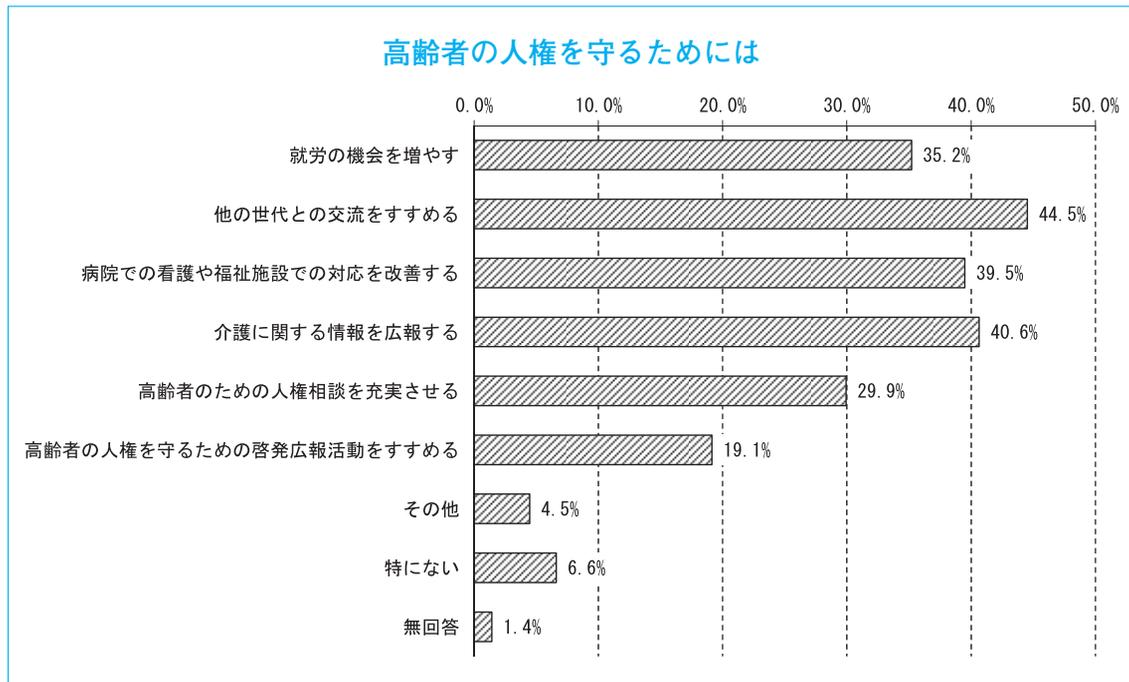
### （6）先行きへの不安と他世代との交流

高齢者の人権については、先行きへの不安を感じる市民の思いが強く表れました。それは高齢者層のみならず30歳以上の人たちが抱える共通の感情です。超高齢社会では、「長生きすることより、上手に老いることが難しい」といわれています。

不安の要因は一概に言えませんが、2017（平成29）年における檀原市の独居老人数は4,361人で平成25年より700人以上増加していることから孤立化する状況は進んでいると考えられます。経済的な面では、2018（平成30）年4月の全生活保護世帯に占める

高齢者世帯の割合は53%を超え、その約9割は単身世帯という状況があります（厚労省発表）。檀原市においては、2019（平成31）年1月現在の65歳以上の生活保護世帯は614世帯で全生活保護世帯に占める割合は53.9%となっています。

一方、人権を尊重するための施策では、「他世代との交流をすすめる」ことが重要視されています。生活を活性化させ、孤立化を防ぐ重要な視点です。具体的に交流する場面の設定と内容の充実が必要です。



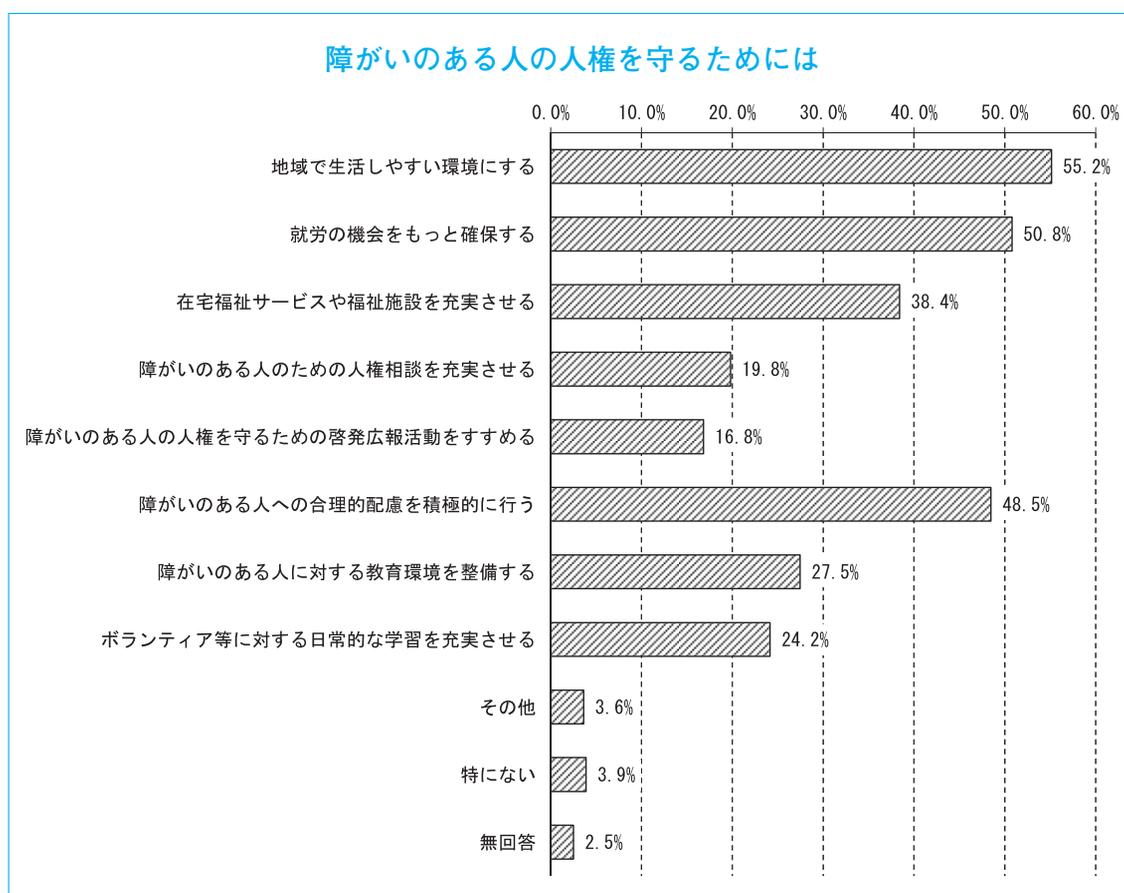
### ひとり暮らし老人数

| 年度 | 年度在宅ひとり暮らし老人【市】       | 在宅ひとり暮らし老人【国】                           |
|----|-----------------------|---|
| 25 | 平成25年度独居老人調査<br>3,628 | 平成25年度独居老人調査<br>5,730（千人）               |
| 26 | 平成26年度独居老人調査<br>3,910 | 平成26年度独居老人調査<br>5,959（千人）               |
| 27 | 平成27年度独居老人調査<br>3,899 | 平成27年度独居老人調査<br>6,243（千人）               |
| 28 | 平成28年度独居老人調査<br>4,224 | 平成28年度独居老人調査<br>6,559（千人）<br>※熊本県を除いたもの |
| 29 | 平成29年度独居老人調査<br>4,361 | 平成29年度独居老人調査<br>6,274（千人）               |

(7) 「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の具体化と推進

障がいのある人の人権については、「就労の確保」「地域で生活しやすい環境にする」「障がいのある人が、安全に移動できるように整備するなど、合理的配慮を積極的に行う」が課題となりました。「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」においては、障がいを理由として、募集もしくは採用を行わなかったり、制限したり、条件を付けるなどの対応や、賃金、労働時間その他の労働条件、昇進、降格、配置転換、研修もしくは福利厚生について不利益な取扱いや、解雇についても禁じています。

また、障がいのある人が地域で生活しやすい環境にすることや、安全に移動できるように整備するなど、合理的配慮を積極的に行うなどについても本条例に明記されている内容です。条例の趣旨等を広く啓発普及しながら、改善が図られるよう努めます。

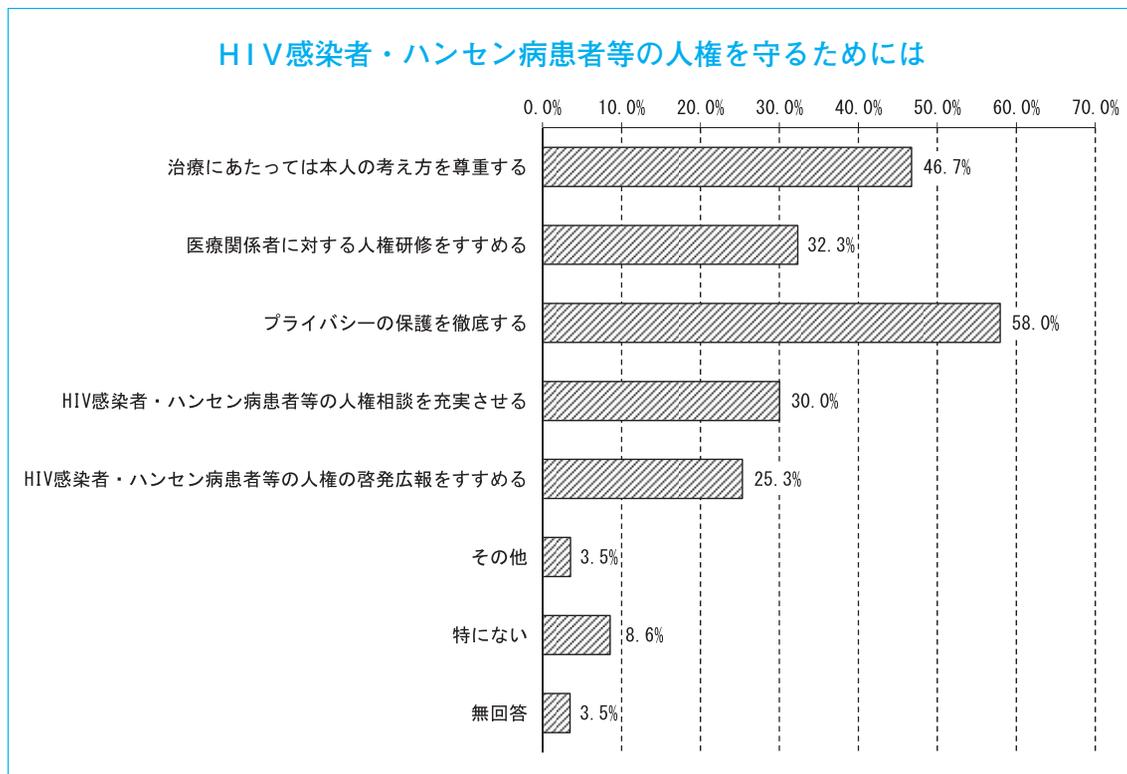


ハローワーク大和高田管内における障害者雇用状況(平成30年6月1日報告)※( )内は内数で短時間労働者数

| 企業数 | 算定基礎となる労働者数 | 障害者の数       |             |             |              | 実雇用率  | 法定雇用率達成企業割合 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------|-------------|
|     |             | 重度          | 重度以外        | 精神          | 計            |       |             |
| 198 | 26,270      | 283<br>(41) | 311<br>(49) | 109<br>(65) | 703<br>(155) | 2.67% | 57.1%       |

(8) 人権啓発広報の具体的課題として

HIV感染者・ハンセン病<sup>10</sup>患者等の人権が尊重されていないことについて、「病気の症状や治療方法について、誤った情報が流れる」が50.0%で最多でした。また「感染しているとわかった人を、退職や退学に追い込む」についても36.3%となりました。一方で、人権を尊重するために必要なことは「プライバシーの保護を徹底する」が最多で、「治療にあたっては本人の考え方を尊重する」とつづいていますが、「人権相談の充実」と「啓発広報活動の推進」が今回の調査で取り上げた個別の人権課題の中で最多となりました。「啓発広報活動」については、人権侵害として回答された「病気の症状や治療方法について、誤った情報が流れる」に連動しており、正しい理解と認識を培い、感染症者や家族等に対する差別や偏見を解消する取組みとして構築し充実させなければなりません。

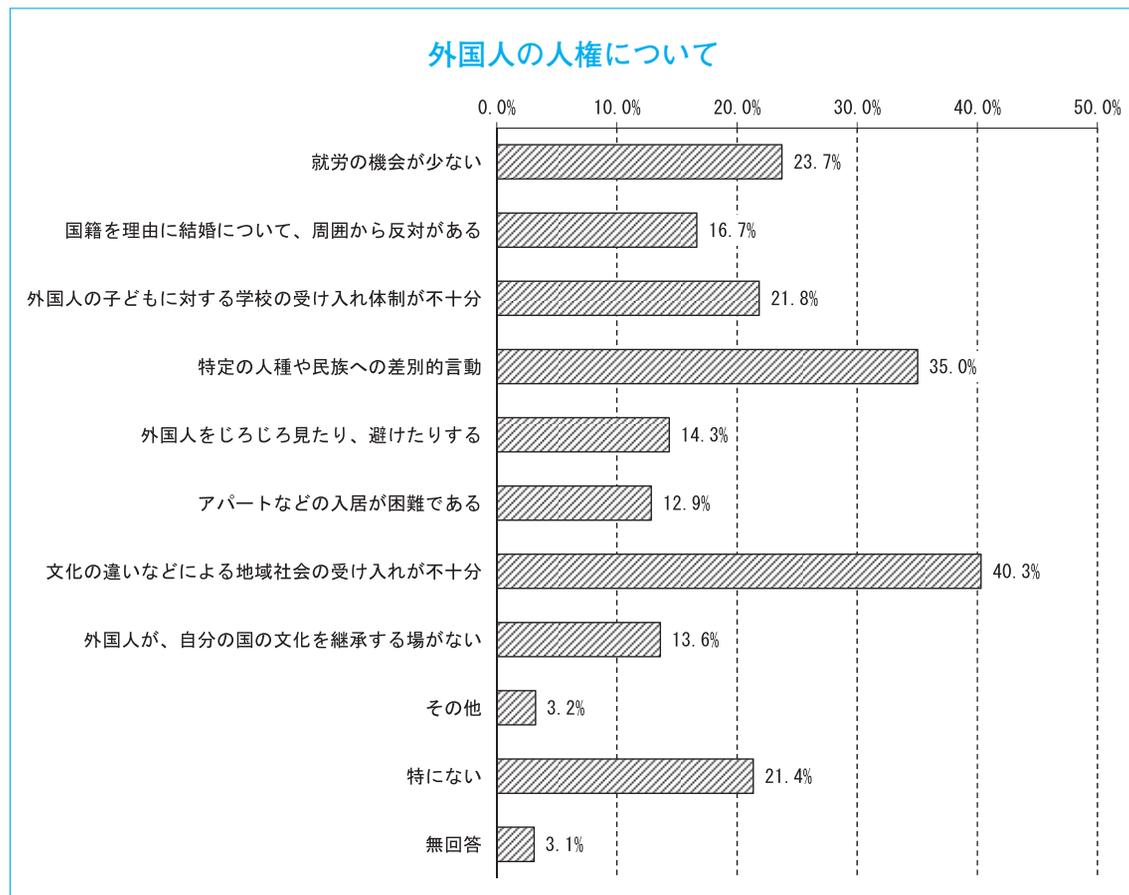


(9) 「ヘイトスピーチ解消法」制定と、学校の受け入れ体制について

日本に住んでいる外国人の人権が尊重されていないことでは、「文化の違いなどによる地域社会の受け入れが不十分」が40.3%の回答で最多となり、「ヘイトスピーチ」については、35.0%の回答がありました。ヘイトスピーチについては過去に市内でも行われた経緯があり、また、報道による認知も大きな影響を与えたと考えられます。しかし、ヘイトスピーチを規制することについては約3割の回答で、消極的でした。今回の調

査時点ではすでに「ヘイトスピーチ解消法」が施行されており、この法律によってヘイトスピーチに一定の歯止めをかけたことも報道されていますが、市民には届いていないと考えなければなりません。そうした点に関しての啓発が課題です。

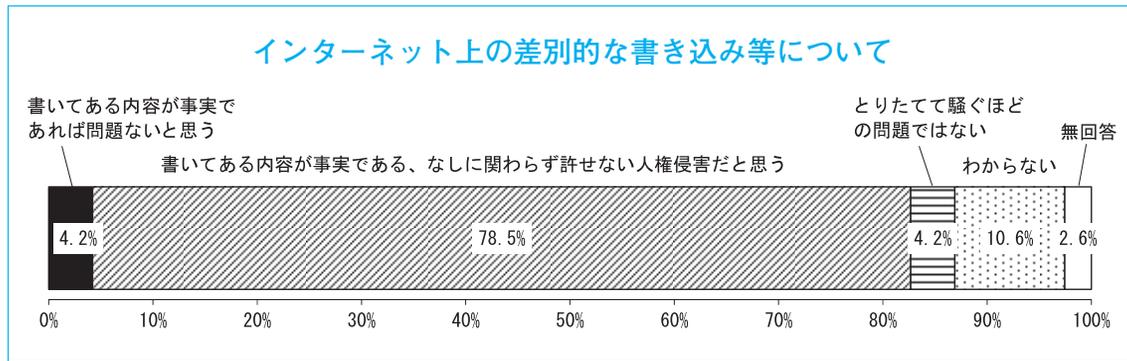
また、「外国人の子どもに対する学校の受け入れ体制が不十分」では、前回調査より僅かながら増えています。前回調査の12年前と比較して、受け入れ体制のあり方についても検証し、多様な個性を有した子どもたちが、安心して学校生活を送れる道筋をつくり出すことが重要です。



#### (10) 「ネット依存」に関心を

パソコンやスマートフォンのインターネット上の人権侵害に対する考え方について、「書いてある内容が事実である・なしに関わらず、許せない人権侵害だと思う」が約8割で、市民の認識の高さやインターネット上の人権侵害に対する異議が強く表れていると考えます。

ところで、厚生労働省は2018(平成30)年に「ネット依存の中高生が全国で93万人に上る」という結果を公表しました。ネットリテラシー教育<sup>11</sup>の充実と、「ネット依存」<sup>12</sup>が「きずな依存」<sup>13</sup>といわれる観点から、インターネットを利用するルールやマナーのみならず集団づくりの実践や自尊感情の醸成を教育の課題としなければなりません。



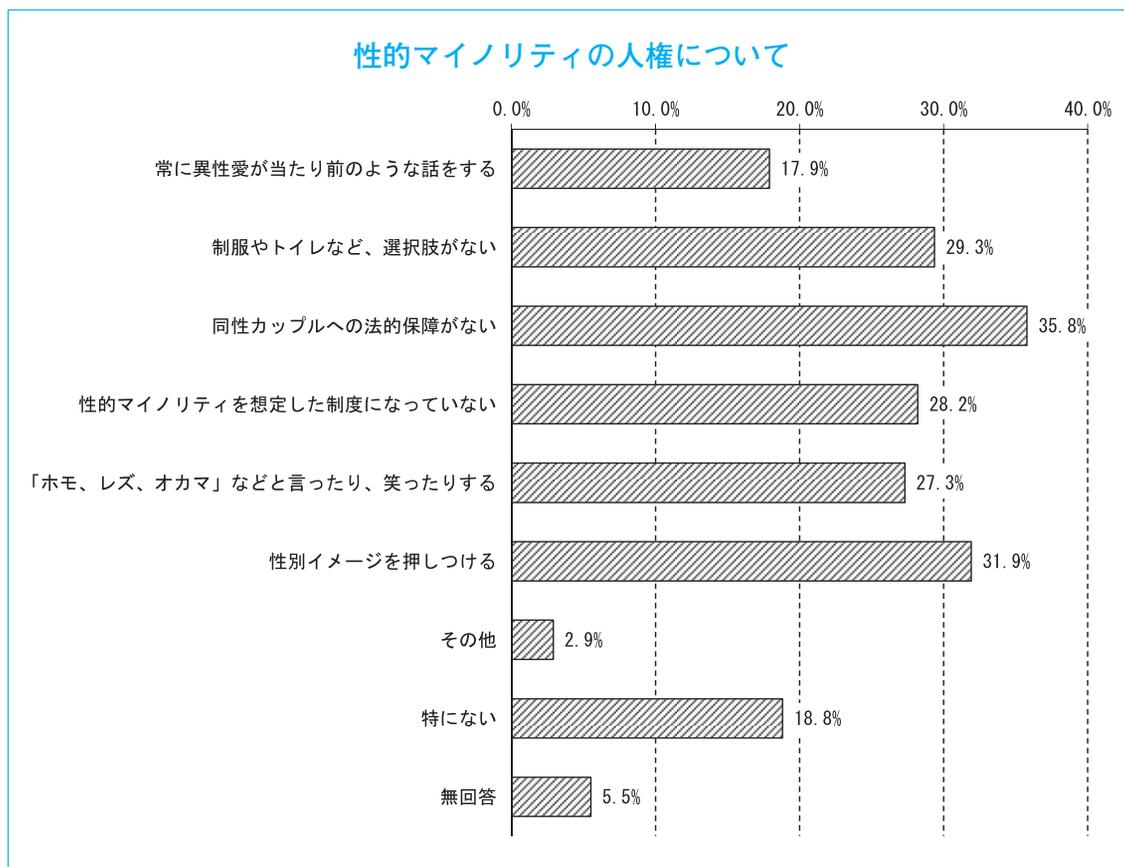
**法務省の人権擁護機関が対応したインターネット人権侵害事件数**

| 年  | 件数    |
|----|-------|
| 25 | 957   |
| 26 | 1,429 |
| 27 | 1,736 |
| 28 | 1,909 |
| 29 | 2,217 |

(11) 性的マイノリティの人権に関する学習

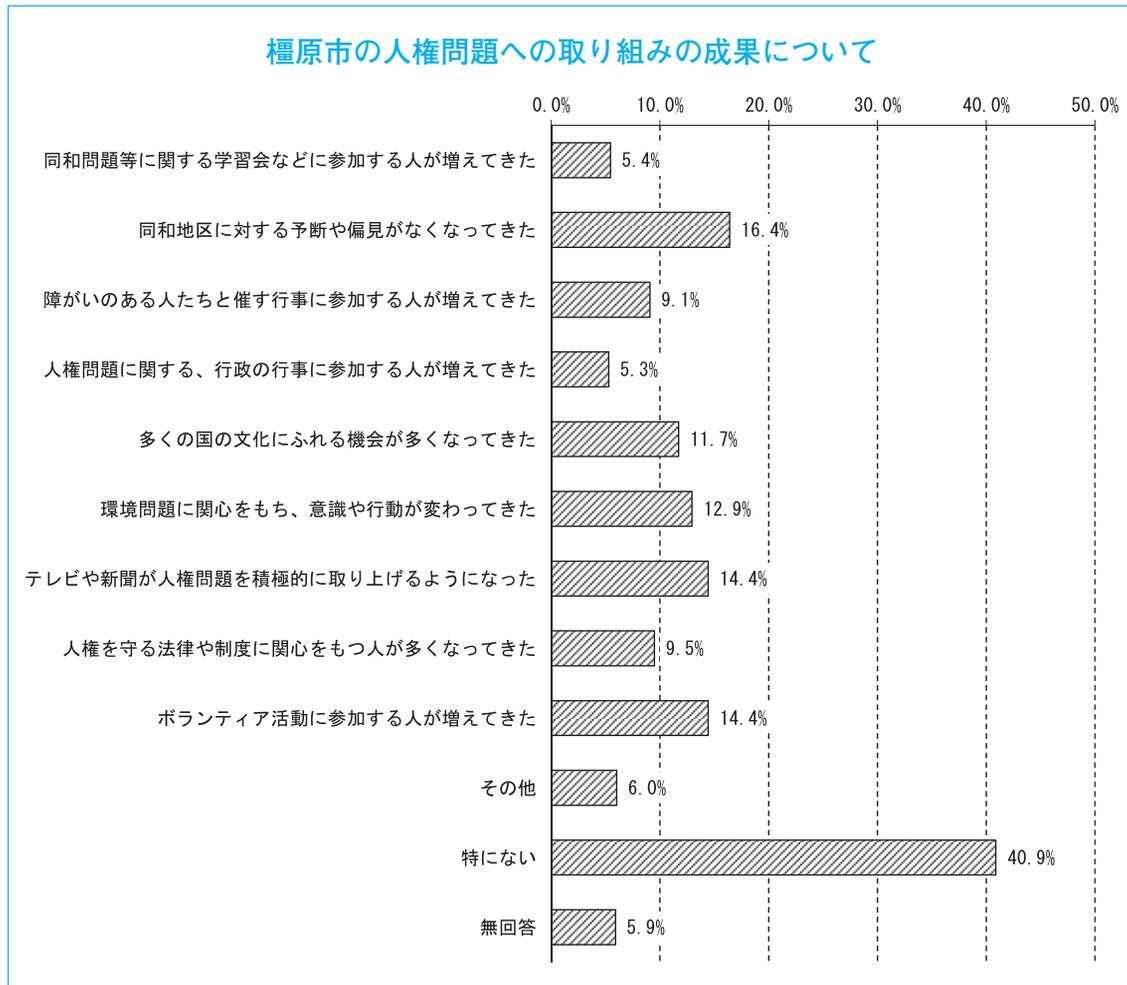
性的マイノリティの人権が尊重されていないことについて、「同性カップルが家族として認められないなど、法的保障がない」が最多でしたが、「性別イメージを押しつける」「ホモ、レズ、オカマなどと言ったり、笑ったりする」など偏見や排除の問題にも多くの回答がありました。実際、学校現場などにおいて、子どもたちがいじめられたり、排除されたりといった問題に関して性的マイノリティ当事者の子どもが含まれているのではないかと警鐘を鳴らす声が上がっています。

本市における性的マイノリティの人権問題に関する取組みの経過をふまえ、学校教育において「いじめ行為」などへの転化も想定しながら、自己肯定感が損なわれることのないよう、「違いを認め合う」教育実践を構築するために、教材化の進展等が課題です。



(12) 同和問題やさまざまな人権問題に関する教育・啓発の取組みの成果について

成果として「特にない」とする回答が4割で最多となりました。また、他の項目に関する数値が全体的に低く厳しい結果となりました。「特にない」と回答した人について詳細を見ると、地区別懇談会や「人権を考えるつどい」の参加状況で「開かれていることを知らない」「参加したことがない」に多くの方が回答を寄せています。「特にない」についての課題に対する手立てを今後どのように進めていくのかが大きな課題です。



### 3 人権教育・啓発の推進

人権教育、人権啓発については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養（かんよう）を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう」と定義されています。人権教育・啓発が目指すものは、市民が身近な人権問題に気づき、生活の場からの解決に向けて、知識・技能・態度を身につけていくための環境や条件を整備し、差別意識の解消を図り、人権が尊重されるまちづくり、社会づくりにつなげていくことです。

「市民意識調査」において、「日常生活の暮らしにくさ」を尋ねた回答結果では、人間関係が複雑でわずらわしい、いざというときに助け合える人間関係がないなど、人と人との関係性をあげる回答が少なくありませんでした。また、人権侵害を受けた人に、その内容を尋ねた結果は、多岐にわたる内容となっています。「日常生活の暮らしにくさ」と「人権侵害の内容」のこれら2つの回答結果は、前回調査（2004・平成16年実施）

でも同様の傾向が見られます。

こうしたことから、人権教育・啓発の推進にあたっては、これまで取り組んできた問題をはじめ、新たに課題として浮上してきた問題など、さまざまな人権問題の固有の課題を踏まえた上で、それらの根底にある共通の課題を見極めて、総合的・有機的に推進することに努めます。また、日常生活の場面で一人ひとりの「ちがいを認め合う、豊かな人間関係づくりが重要な課題となっています。

「差別の現実学ぶ」ことを原点に、その現実をしっかりと捉え、市民のニーズを的確に把握しながら、行政・教育・関係団体等が連携して効果的な取組みを進めるよう努めます。

### (1) 人権教育の推進

人権教育の推進にあたっては、市民が自らの権利を行使する意識をもち、他者に対して公正であり、その人権を尊重することの重要性を認識し、さまざまな課題について学ぶことにより、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められます。

その際、法の下での平等、個人の尊重、寛容性や協調性といった普遍的な視点からのアプローチと、それぞれの人権課題の解決をめざす個別的な視点からのアプローチがあり、この両者があいまって人権尊重の精神についての理解が深まっていくことを踏まえて、その推進に努めます。

今後は、この「基本計画」を踏まえ、ライフステージに応じた人権教育を計画的・効果的に推進していきます。

#### ①学校・幼稚園・保育所における人権教育

橿原市では、「橿原市学校教育の指導方針」や、2008（平成20）年に策定された「橿原市人権教育の推進についての基本方針」等に基づき、基本的人権の育成に向けた取組みを、就学前教育から小・中学校教育を通して、さまざまな教育活動の中で推進しています。

2001（平成13）年に奈良県教育委員会は、「人権教育推進プラン」を作成しました。人権の基本視点として、「一人一人の可能性をのばすこと（自己実現の視点）」、「一人一人のちがいを豊かさとしてとらえること（共生の視点）」、「一人一人のつながりを大切にすること（人間関係づくり）」の3点にまとめています。また、文部科学省は2004（平成16）年に「人権教育の指導法等の在り方について〔第1次とりまとめ〕」で「人権教育は、『生きる力』をはぐくむ学校教育において、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進されるものである」と示しています。さらに、2006（平成18）年には同じく〔第2次とりまとめ〕を出して、「人権教育は自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させること

を目指す総合的な教育である」として、人権教育推進の方向性や具体的な取組みについて示しました。2008（平成20）年、[第3次とりまとめ]では、「人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識・態度・実践的な行動力など、様々な能力を養成し、発展させることを目指す総合的な教育である」とし、[第2次とりまとめ]が示した理論の理解を図るため、具体的な実践事例等の資料を示しました。

近年、格差の広がり、科学技術の進歩、少子・高齢化、国際化、情報化等に伴い、新たな人権課題が生まれています。いじめ、体罰、児童虐待、一人親家庭に多い貧困問題等、子どもの人権を侵害する事象や、障がいのある人に関する差別事象等が発生しています。さらに、不登校やひきこもり・ニート、高校中途退学者、規範意識や社会性が身につけていない子どもの問題等、教育課題は山積しています。

このような現状から、各学校においては、「差別の現実から学ぶ」ことを基本理念に、国・県が示す人権教育推進の方向性や校区の実態、特色等を踏まえて人権教育推進計画を作成し、人権教育学習資料『なかまとともに』等を積極的に活用した人権教育を推進することが求められます。

また、人権教育推進教員や児童生徒支援教員を中心に、特に教育課題を有する児童・生徒への支援を行うとともに、すべての児童・生徒の基礎・基本の学力の定着が重要な課題です。

保育所・幼稚園においては、乳幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であることから、他者を尊重し生命と人権を大切にする心を養うための指導内容を充実させて、「人権を大切にする心」を育てる保育を推進しなければなりません。

教職員・保育職員は、児童・生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度を持って指導することが大切です。「子どもへの投資は未来への投資」をキーワードに、今後も関係機関等と連携しながら、教職員・保育職員の資質向上と人権教育の取組みの発展を図っていきます。

#### ア. 学ぶ意欲の向上と基礎学力の充実

人間らしく豊かに生きるためには、知識や技能を身につけなければなりません。それらは教育を受ける権利として保障されなければなりません。基礎学力を充実させることは、その権利を保障することであり、「生きる力」を育むことにつながっていくからです。

すべての子どもたちに学ぶ意欲を喚起し、学ぶ習慣を身につけさせるとともに、基礎的・基本的な内容の定着を図るため、一人ひとりの子どもの実態に応じたきめ細かな指導に努めます。

一人ひとりの子どもたちが主体的に課題を発見し、目標をもって学習に取り組めるよう、教育活動全般を通じて自尊感情を育む営みを大切にし、自己実現に向けた取組

みを進めます。その支援や指導の手立てなどについて、研究授業の取組みや先進的な資料に基づく研究活動を進め、教職員・保育職員の指導力の向上を図っていきます。

#### イ. あらゆる教育・保育活動を通じた人権教育の推進

学校・幼稚園・保育所におけるすべての教育・保育活動を通じて、幼児・児童生徒に人権尊重の意識を育み、高めていく取組みを推進します。

そのため、各校・園・所の実態を踏まえ、教育課程に人権教育を位置づけながら、人権教育学習資料『なかまとともに』等の教材を活用した年間計画を立案し、人権についての学習を計画的・効果的に進め、人権を尊重する人間の育成に向けた取組みを積極的に進めます。

幼児・児童生徒が人権についての理解を深め、主体的に考え、論議し、葛藤を繰り返しながら行動化へとつながることができるよう、人権学習を生活とつないで設定するなど、指導方法の改善・充実を図っていきます。

#### ウ. 学校、家庭、地域が一体となった人権教育の推進

人権尊重の精神や態度は、幼い頃からの家庭教育に始まり、保育所・幼稚園・小学校から高等学校にかけての教育、職場・地域社会とのかかわりの中で養われます。

幼児・児童生徒が主体的・意欲的に人権学習に取り組み、行動できるよう、学校、家庭、地域が一体となった人権教育の推進に努めます。特に、現行の「子ども人権フォーラム」の教育活動を充実させるために、地域の関係団体・機関等との連携を密にし、支援します。

#### エ. 指導体制の充実・発展

人権教育を各校・園・所で豊かに推進するためには、すべての教職員・保育職員が確かな人権意識・感覚をもち、今日の人権を取り巻く動向に学びながら、主体的に取り組むことが求められます。

特に、管理職や人権教育推進の核となる教職員・保育職員の役割は大きく、重要です。これら推進の要となる職員が、その役割の重要性を認識するとともに、資質の向上を図るための研修会の実施や、さまざまな機会を通じて、各校・園・所への指導助言・支援等に努め、指導体制の充実・発展のための取組みを進めます。

#### オ. 実践的研究の推進と効果的な教材の開発

人権教育を推進するために、実践的研究や調査研究を行う「人権教育推進指定校園」の取組みを充実させるよう、積極的な支援に努めるとともに、その成果が効果的に広く還元されるよう、資料提供等の取組みを進めます。

また、教職員・保育職員が日常の実践や研究成果を持ち寄り議論し、交流する機会

の充実を図るなど、橿原市人権教育研究会への支援に努めます。

さらに、人権学習の手法や今日の人権にかかわる資料収集、調査研究、また、子どもたちの実態に即した効果的な教材資料の開発、充実等に取り組みます。

### ②地域、家庭、職場における人権教育

人権という普遍的文化の創造を目指すためには、市民一人ひとりが日々の暮らしの中で、主体的に人権学習に取り組むことが何よりも大切です。

日常生活そのものを学習の機会としてとらえ、常に人権尊重という位置に立って自分自身の考え方や価値観を問い直すことが必要です。

「世界人権宣言」や国際人権諸条約等の精神及び奈良県教育委員会が示した「人権教育推進プラン（社会教育編）」等の趣旨に則り、基本的人権を基盤とした人権教育の徹底を期することが大切です。

「市民意識調査」において、「日常生活の暮らしにくさ」について尋ねた結果、「結婚や葬式などに関して古いしきたりや考え方がある」、「人間関係が複雑でわずらわしい」、「いざというときに助け合える人間関係がない」といった回答が前回調査よりは減少したとはいえ、すべて18.0%を超えています。特に70歳以上における「いざというときに助け合える人間関係がない」では、4人に1人が回答を寄せました。つまり、現状に見合った合理的な暮らしの実現や、お互いが支え合い助け合って生きていけるような地域共同体の再生が課題として見えてきました。

地域、家庭、職場等での学習活動においては、偏見や因習に惑わされない正しい知識を習得するとともに、物事を公正に判断し、諸課題を解決していく技能と態度を養うことが求められています。そして、日常生活の中では、お互いを個人として認め合い、自己決定や自己実現の権利を尊重し合って、豊かな人間関係を築いていく技能と態度を培うことが必要です。また、被差別部落や被差別部落出身者に対する忌避意識は根強く、保育や教育で積み上げられた成果を社会や家庭が損なうことなく、さらに発展させることが重要です。その手立ての一つとして、小学校区を単位とする「まちづくり」の取組みによって人々が協働する関係づくりを進めることが重要であると考えます。

さらには、女性や子ども、高齢者、外国人などの人権にかかわる今日の動向から、それらの課題を踏まえた人権教育を具体的に推進しなければなりません。

すべての市民が人権意識に基づいた行動をとることが、自由で平等な社会を築くことの第一歩と考えています。

#### ア. 生涯学習としての人権教育の充実

すべての市民が、人権意識に基づいた行動をとることが自由で平等な社会を築くことになることから、生涯学習として人権教育をさらに充実することが大切です。

住みよい地域社会をつくるために、長年にわたって取り組まれてきた地区別懇談会をはじめ、家庭教育学級や地域学級等における人権問題に対する学習活動は、住民による地域での草の根運動として定着してきました。そして、差別を許さない意識の醸成を図る上で大きな役割を果たしてきました。その成果を継承し、さらに充実させるために、檀原市人権教育推進協議会等の関係団体との連携を強化し、人権教育研修会を計画的・効果的に実施するとともに、活動に対して支援を行います。

#### イ. あらゆる機会を通じた学習機会の提供

人権は、日常のくらしのすべての場面で、物事の考え方や行動に及ぶものです。そうした観点から、地域、家庭、職場等さまざまな場面で学習したり、話し合ったりするべきものであり、日常のくらしのあらゆる機会を通じて、学習機会の提供や情報提供ができるよう配慮するとともに、家庭生活の場面、職場、コミュニティセンターや公民館等におけるさまざまな学習を促し、市民が主体的に学べるよう努めます。

また、それらを効果的に行うため、市民のニーズを的確に把握し、学習テーマや手法等について創意工夫に努めるとともに、指導者の紹介、教材の活用情報、各地の先進的な取組みの情報等を豊富に蓄積し、ニーズに応じて対応できるよう取り組みます。

#### ウ. 効果的な教材の開発と活用

市民の意識の実態や直面する課題等を踏まえ、人権学習が充実するよう、国内外の先進的な実践に学び、効果的な教材の開発に努めるとともに、県内各地ですでに作成されている教材のより一層の活用を図ります。

また、学習手法についても、参加者の関心や興味を喚起するよう研究し、グループ学習やロールプレイ<sup>14</sup>、シミュレーション等の参加体験型学習の導入を進め、参加者が満足感を得られるよう工夫に努めます。

#### エ. 指導体制の充実・発展

地域や家庭、職場等で人権に関する豊かな学習を行うため、それぞれの学習の場に応じた情報や資料の提供に努めます。

また、リーダー層の育成を図るために、檀原市人権教育講師団講師を中心に積極的に人材派遣を行うとともに、新たな人権問題に精通する講師や専門性に富んだ講師の確保等、講師団講師の活動が充実するよう取り組みます。

### [1] 地域における人権教育

地域社会は、大きく変化してきました。地域のコミュニティは日常生活から実感されなくなりつつあります。住民のくらしは個別化し、地域の相互扶助機能が弱くなりつつあるといわれています。個別化したくらしの中からは、自死や家出、DVや児童虐待、ひきこもり、不登校といった問題がクローズアップされ、そうした状況を改善しようとする動きがまちづくりの取組みというかたちで各方面から生まれてきました。人権教育は、そうした地域共同体の再生を図る際の骨格として、機能しなければなりません。

一人ひとりの自己実現を支援し、ともに生きる地域を創り出すために、人権は欠くことのできないものとなります。

それぞれの地域において出会いと交流が大切にされ、お互いに認め合い、学び合うことを通じて、一人ひとりに地域の一員であるという自覚と存在感を育むことが大切です。

#### ア. 人権教育推進協議会による地区別懇談会の活性化

人権が尊重され、豊かな生活を送ることができるよう、長年にわたって開催されてきた地区別懇談会は、これまでの取組みにおいてさまざまな成果をもたらしてきました。「市民意識調査」では、地区別懇談会に参加した率の高い人ほど、人権問題に関する認識が高くなっています。今後もその充実と活性化のために、今日の地域社会が抱える課題について、自由に意見交換ができ、学習したことが行動に結びつくよう、教材資料の充実、論議の手法の工夫などに努めます。また、参加者数や参加者層の拡大に向け、事前の広報を充実させ、テーマなどを工夫します。

#### イ. 社会教育関係団体における研修会の支援

生涯学習として定着している社会教育関係団体の活動が充実し、豊かなくらしの支えとなるよう、参加者の人権に対する理解と認識を深め、日常の行動へとつなぐための人権教育研修会に対して支援します。

#### ウ. 公民館、コミュニティセンターの人権教育研修会等の実施

地域に密着した公民館、コミュニティセンター等における活動は、住民の生活課題の共有化が図られていることから、それぞれの生活課題を通して人権について学べる場として、大切にされなければなりません。身近な素材をテーマとした人権教育研修会等を計画的・効果的に実施します。

#### エ. 地域福祉推進委員会との連携

住民一人ひとりの福祉の向上に努め、地域福祉の充実を図ることは、豊かなくらし

の基礎づくりといえます。そのため、市内16小学校区すべてに設置されている地域福祉推進委員会では、「地域福祉推進計画<sup>15</sup>」に基づいて各校区の目標を定め、取り組みを進めています。福祉のまちづくりを担う地域福祉推進委員会が果たす役割の重要性を認識し、連携を深めることによって、住民の生活課題やニーズに対応した人権活動を行うよう努めます。

#### オ. 関係機関・団体、NPO等との連携

檀原市では、「子ども人権フォーラム」を国の委託を受けて開催しています。子どもたちの安全・安心を確保できる「居場所」として機能しており、関係機関・団体、NPO等との連携を図りながら、子どもの人権を保障するための地域活動としてさらに充実させるよう努めます。

参加する子どもたちがお互いの個性を認め合い、なかま意識を育み、共に育つ教室となるよう人権教育を推進します。

また、青少年等の人権意識の高揚を図るためのさまざまな団体による自主的な活動に対して充実するよう支援します。

#### [2] 家庭における人権教育

家庭は地域と同様、私たちの生活の基礎を担うところです。地域社会が変貌する一方で、家庭のあり方も大きく変わってきました。核家族化や少子化の進行、父親の仕事中心のライフスタイルに伴う家庭での存在感の希薄化、家庭と職業生活を両立するための条件整備の遅れ、家庭教育に対する親の自覚の弱さなどから、その教育力は低下しているといわれています。それは家庭が私的な空間であり、その課題等を社会化できずに来たことが要因の一つとしてあげられます。

しかし、児童虐待、いじめ、不登校・ひきこもり等の深刻化をはじめ、諸課題が山積している昨今の教育をめぐる状況を改善することは急務であり、子どもが最初に出会う社会としての環境づくり、将来を見通した家庭教育の重要性、一人ひとりが自尊感情を培う上での家庭の役割の大きさなどを再認識し、家庭の教育力を構築できるよう啓発します。

また、家庭教育に関する研修会等の充実を図り、それぞれの家庭が豊かな出会いと交流を体験できるよう努めます。

#### ア. 子育て支援のための相談活動の充実

家庭での子育てに対する女性の加重負担・孤立化は、児童虐待の深刻化にも大きく影響しています。また、さまざまな要因で不登校やひきこもり等の状態になった子どもの家庭では、当事者である子どもや保護者の苦悩が見られます。

檀原市においては子育てに悩む保護者等への支援策として、相談活動を展開してお

り、今後も相談活動が充分機能するよう努めます。また、児童虐待、不登校・ひきこもり等に対応するネットワークの活動をさらに発展させるよう、課題を見出し、有機的な連携によって充実を図ります。

### イ. 家庭教育学級、地域学級の充実

家庭における人権教育を充実させるために、家庭教育学級、地域学級における人権研修を開催します。また、これらの学級のリーダー養成のための研修会においても人権学習を盛り込み、リーダーとしての資質向上を図ります。

それぞれの学級において、学級生個々の個性が尊重され、連帯感や充実感が生まれ、学びの場を充実させることを通じて、参加者や参加者層が拡大できるよう努めます。

### ウ. 家庭内における男女共同参画の推進

男女共同参画の課題にかかわって、女性の社会進出、仕事と家事の両立という側面から、家庭生活における男性のあり方が問われています。また、児童虐待やドメスティックバイオレンスの深刻化の背景として、家庭内における男女共同参画の課題が浮き彫りにされているところです。

家庭生活を男女共同参画の視点から見直すとともに、具体的に男性が家庭生活にかかわれるよう、家事や育児、介護などに関する知識・技能等を習得するための講座・教室を開講し、男女共同参画社会への実践化を図ります。

### [3] 職場における人権教育

近年、職場において過労による自殺、過労死、ハラスメント<sup>16</sup>などの問題が深刻化しています。「心の病」による病気休暇が多いことにも関連しています。

どの職場においてもその環境が悪化することは、業務遂行に著しい弊害を及ぼす要因となります。職場は仕事をする場所としての機能の他に、そこに属する職員仲間の基礎共同体としての機能をもち、一つの社会として構成されています。そこで生きる人のすべてが生きがいを感じ、ともに生きることに意欲をもてるような環境整備、学習が必要になります。それが職場における人権教育の柱となります。

また、企業や事業所などが地域と共存し、ともに栄えていくという考え方に基づいて経営されることが、それらの発展につながることを理解しなければなりません。事業主や職員がその担い手としての自覚をもち、学び実践するよう啓発します。

### ア. 人権確立に向けた職場啓発の充実

一人ひとりの職員が個性や能力を尊重され、生きがいをもって業務に取り組むことが可能となるよう職場教育の充実を図り、また、人権確立に向けた職場としての役割や機能についての認識を深めるために、教材等を活用した具体的な職場啓発に努めます。

## イ. 職場における人権教育研修会の支援

職場における人権学習を効果的に行うため、関連するさまざまな資料や情報の提供を行うとともに、講師派遣等の支援に努めます。

また、職場の実態に応じた学習計画の作成に関する助言など、計画的な学習を行えるよう支援します。

## (2) 人権啓発の推進

人権啓発は、その内容はもとより、実施の方法においても、幅広く市民の理解と共感を得られるものであることが肝要です。とりわけ、内容については、さまざまな人権に関する基本的な知識の習得、生命の尊さや多様性の尊重、寛容な社会の実現など、今日の社会情勢を踏まえた内容を重点とした啓発が重要です。

現在社会は、人と人とのつながりが希薄になっているといわれています。そうした中で人権尊重の意識が社会全体に自然に存在しているという状況を創り出すためには、市民が交流する機会を豊富に与えられ、そこで互いの理解を深め、認め合う心を育むことが大切です。

人権に関する基本的な知識の習得、生命の尊さや多様性の尊重、寛容な社会の実現などをテーマに、日常生活において実践をとまなう人権感覚を培うために、地域に密着した交流を促進するとともに、地域の実情やニーズに応じた人権に関する学習機会の提供に努めます。

### ①市民

人権啓発活動は、一人ひとりが互いの人権を尊重する理念や重要性の理解を図り、その認識が日常生活に根付くことを目指した取組みが求められています。

1988（昭和63）年、市長を本部長に「檀原市同和問題啓発活動推進本部」（現・檀原市人権問題啓発推進本部）を設置、以後、1996（平成8）年に「檀原市人権擁護に関する条例」を制定し、人権意識の確立、人権尊重社会の実現を目指し、職員はもとより、市民に同和問題をはじめさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を培うよう、啓発活動の推進に努めてきました。

具体策として、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布等、直接的な活動とあわせ、効果的な手法を開発する調査研究、あるいは技術向上等への研修に努めてきました。また、企業や檀原人権ネットワーク等の民間団体との連携や活動支援等、国民的課題の観点から市民の自主的・自発的な取組みの育成についても努め、一定の成果を収めてきました。

さらに、差別事象や人権侵害への対応にあたっては、関係機関・団体等との連絡協議、連携体制の整備に努めてきました。

しかし、このように人権啓発活動において創意工夫に努めているものの、必ずしも市民の興味・関心・共感を呼び起こすに至っていない側面があります。

「市民意識調査」において、檀原市の人権に関する条例、集会やさまざまな取組みについての認知度を見た結果、「趣旨を知っている」レベルまでの認知状況では、「人権を確かめあう日」が最多の14.2%、「人権週間」が12.5%で、「差別をなくす強調月間」の12.4%とほぼ同率でした。「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」が8.2%、「檀原市人権擁護に関する条例」「人権擁護委員による特設人権相談」の両者にいたっては5%未満となっています。一方、「知らない」の回答率では、「人権を確かめあう日」、「人権週間」、「差別をなくす強調月間」が半数以下であったのに対して、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」、「檀原市人権擁護に関する条例」、「人権擁護委員による特設人権相談」は6割～7割となっています。また、人権問題に関する学習会への過去3年間での参加状況では、3年間に1回以上の参加は1割にも満たず、まったく参加したことがない人は9割弱となり、大変厳しい結果となりました。市民の興味や関心を今後如何に高めるのか、大きな課題です。

市民一人ひとりが人権問題を自分自身の課題として受けとめ、理解を深めていくためには、行政主導の知識習得型に偏らず、意識や意見の異なった場合にも自由な意見交換ができる環境づくり、さまざまな分野での創意工夫・研究等が必要です。

市民の意識変革、差別意識解消を図る上で、啓発活動が重要な分野を占めることから、これらの機能充実が大きな課題です。

#### ア. あらゆる場を通じた学習機会の提供

すべての市民が、自分自身を生かし、豊かな人間関係の中で充実した生活を送ることができるようにするためには、人権を日常の考え方や価値観、行動に具体的に反映することが必要です。その基盤を担う学習活動をあらゆる場面・機会を通じて展開するよう努めます。

また、その際には多様化するライフスタイルや価値観を考慮した取組みとなるよう、学習テーマや手法、場所・時間帯等について工夫しながら、市民自らが人権について主体的に学べるよう設定します。

さらに、コミュニティセンターや公民館等、地域に密着した施設等における学習機会を軸として提供するよう配慮します。

#### イ. 多様な啓発方法の導入

ライフスタイルが多様化し、限定された啓発方法では多くの市民に人権問題に関する情報提供等が行き届かないことを考慮し、新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアやインターネット、広報誌等、多様な媒体を活用した啓発活動を行います。

また、内容に関して、国内外の人権情報、日常生活や地域に根ざした身近なニュース、

市内における人権の直面する課題、関係機関・団体等によるイベントの紹介など、内容の工夫に努めるとともに、広報誌や冊子、リーフレット等を民間の店舗などに協力を求めて幅広く配布し、活用するなど、多くの市民の関心を喚起し、理解を促すために創意工夫し、効果的な手法で展開します。

#### ウ. リーダー・指導者の養成と参画

人権啓発が効果的に進められるために、地域に密着した関係機関・団体の指導者やリーダーが必要となります。そのため、人権問題に関する研修を充実させます。

また、リーダーや指導者については、地域や関係機関・団体、企業、NPO等、さらに女性や若年層などから幅広く人材の確保等に努めます。

これからの人権啓発には、効果的な手法を用いて、多面的な内容で構築することが求められています。KJ法<sup>17</sup>やブレインストーミング<sup>18</sup>等の人権学習の手法や、各種専門機関等が実施している講座・研修会の情報を提供し、リーダー・指導者を養成していきます。

#### エ. さまざまな団体・機関等との連携

人権啓発を時代の流れや社会情勢の変化等を踏まえて、効果的に推進するために、国、県、関係機関・団体等との連携を図り、情報収集の充実や取組みの輪の拡大に努めます。

さまざまな人権問題に関して専門的な知識や解決策の豊富な蓄積と実績がある檀原人権ネットワークなどの機関・団体との連携強化を図ることによって、混迷するさまざまな課題に適切に対処できるよう取り組みます。

### ②企業等

人権の尊重は国際的基準（グローバルスタンダード）となっています。

ところで、環境問題や貧困、経済的不平等などの課題を放置すれば経済成長は可能とならず、健全な社会を築くこともできないことから、持続可能な社会に向けた取組みを発展させる動きが国際的に広がっています。国連ではこうした持続可能な発展という課題を「持続可能な開発目標(SDGs<sup>19</sup>)」という国際社会共通の目標として推進し、貧困、健康と福祉、教育、消費・生産、飢餓など17の項目で目標を設け、2030年までに達成するよう加盟国に求めています。環境など地球規模で深刻化するさまざまな問題とのつながりを考えて経営することは、企業にとって社会的責任を果たし、また事業改善の好機にもなります。

そうした国際社会の動向も視野に入れながら、これまで檀原市においては、企業等がその社会的責任(CSR<sup>20</sup>)を自覚し、企業内において基本的人権に配慮した適切な対応が図られるよう啓発に努めてきました。企業が健全な活動を行うためには、社会が健全であることが前提となります。また、企業はその活動を通じて、地域社会にお

ける文化生活の向上に多大な影響を与えており、企業は公共の利益に資する活動を押し進める必要があります。だれもが住みよい豊かな社会づくりに貢献するという観点からCSRに対する理解と行動がより一層求められています。

そして、企業で働く人々も地域社会の一員であることから、差別のない職場づくり、人権を尊重した社会づくりに努め、地域社会と共存共栄することを大切にしなければなりません。

しかし、職場内ではセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、深刻化するマタニティハラスメントの問題や、障がいのある人や外国人に対する排除等、さまざまな人権にかかわる問題を抱えています。外国人に関わっては、日本の水産加工会社で働いていたベトナム人男性技能実習生が、監理団体に有給休暇を希望したところ、突如男性宅に押し掛け、強制帰国させたという問題が起きるなど、基本的人権を無視する行為は年々増加の傾向です。また、非正規雇用が増え、労働力として人の商品化が進むなど、近年、私たちの社会は労働環境が悪化する方向をたどっていると思われまます。

企業においては、こうした現実の問題や課題に目を背けることなく、「統一応募用紙」<sup>21</sup>の趣旨や、個々人の「違い」を尊重し、職務に関係のない性別、年齢、国籍等の属性ではなく個人の成果、能力、貢献などを評価するダイバーシティ<sup>22</sup>の理念を重視することが肝要です。こうした点を留意しつつ、今後も就職の機会均等を確保し、企業自身の人権問題への対応はもとより、企業内の人権啓発の取組みに対する一層の支援が求められています。

### ア. 企業内の推進体制の充実

企業内において、さまざまな人権についての正しい理解と認識を深めるため、人権に関する研修を企画し、計画的に実施するよう啓発します。

### イ. 企業内人権研修への支援

差別や人権侵害等の解決を図り、雇用の安定を進めるためには、従業員の採用・選考に最も影響力をもつ企業主等が人権問題について正しく認識し、理解することが重要であることから、企業主等に対する啓発を行います。

また、職場内でさまざまな人権にかかわる問題に対応できるよう、企業内において人権研修を実施する環境を整備するため、研修内容や手法の指導、研修教材や情報の提供、講師派遣等の支援を行います。

### ウ. 就職の機会均等の確保

自分の適性や能力に応じて、だれもが自由に職業選択ができるという「職業選択の自由」、すなわち就職の機会均等の確保には、雇用する側が公正な採用選考<sup>23</sup>を行う必

要があります。そのために企業自身が社会的責任を自覚し、個人の能力と適性に基づく公正な採用が行える採用選考システムの確立を図るよう啓発します。

## エ. 関係団体との連携

樫原市企業内人権教育推進協議会等との連携を図り、企業における人権研修の取組みを促すとともに、企業内における人権研修の取組みが一層推進されるよう支援します。

### (3) 特定の職業に従事する者に対する研修

人権にかかわりの深い職業に従事している者に対して、人権問題に関する理解と認識を深め、より確かな人権意識の高揚を図るため、人権に関する研修を積極的に推進します。

#### ①人権問題を総合的に捉える力を養う

「基本計画」で示された分野別の人権課題を中心に、さまざまな人権問題に関する認識を深める一方で、人権問題を総合的に捉える力を養わなければなりません。基本的人権についての理解、また、公正性、相互理解、寛容性、協調性、自尊感情などが備わるように配慮することが肝要です。

#### ②職種の特性を生かした研修の実施

また、職種の特性を生かした内容や方法等を考慮して人権問題に関する研修を行うことが大切です。その際には、日常の業務が具体的にどのように人権とかかわっているのか、業務を進める上で、何が課題となっているかなどを理解し、実践化できるよう進めていくことが求められます。

## ア. 市職員

市職員は、あらゆる人権問題に関して正しい理解と認識をもち、人権問題解決のため、その責務を自覚し、市民一人ひとりの人権意識を高め、その職責を通じてそれを具体的に推進するという役割を担っています。

そのため、市職員研修では、人権問題研修を市職員としての基本的能力及び資質向上の研修として位置づけており、あらゆる人権問題についての基礎的な内容を中心に、継続的かつ計画的に実施しています。

また、社会情勢の変化に応じて、研修テーマや研修内容を設定したり、研修を自分の事として理解できるよう、研修会のあり方について工夫するなど、常に有意義なものとなるようにします。

一方、関係機関等が主催する研修会への参加については、先進的な人権問題への取り組みや新たな人権課題への対応などに関わる情報提供を行うとともに、積極的な参加を促していきます。

### イ. 教職員・保育職員

教職員・保育職員は、その行動が直接子どもに与える影響は大きく、その資質や能力は、重要な教育条件の一つです。今日の教育課題は多様化しており、課題解決に向けた教育実践を進めるためには、専門性の習得、多岐にわたる情報の収集、家庭との連携の充実等が求められることから、それらを考慮した研修を設定するなど、成果が期待できるよう創意工夫します。

また、檀原市人権教育研究会など、関係機関・団体と連携しながら、実践交流を柱として資質の向上をめざした研修会を計画的・継続的に実施します。

さらに、管理職研修、人権教育・保育担当者等の研修機会を設け、それぞれの職責に応じた研修内容やテーマの設定などを行い、学校・幼稚園・保育所において具体化されるよう取り組みます。

こうした研修機会によって学んだことを、さらに職場で議論し、深め合うことが大切です。授業研究の実施や資料による討論など、課題に対するすべての職員の共有化を促します。

### ウ. 医療・保健関係者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、栄養士その他医療技術者等、あらゆる医療・保健関係者は、人の生命と健康を守る職業であることを認識し、業務の遂行にあたっては、個人情報保護や相手の意思を尊重した行動をとるなど、患者や要介護者等の人権を尊重することが求められています。

そのため、人権の重要性をさらに認識し、患者やその家族などの立場に立った健康づくりへの処遇を図ることができるよう、国・県・医師会・歯科医師会等による研修会に積極的に参加するよう働きかけます。

### エ. 福祉関係者

福祉事務所職員や民生委員・児童委員、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者相談員、社会福祉施設職員、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、ホームヘルパー等、社会福祉関係事業に従事する者は、日常的に子どもや高齢者、障がいのある人等、さまざまな人々の生活相談や自立に向けた助言・介助などに携わっており、市民の福祉の向上に大きな影響力を持っていることから、人権尊重の理念を反映した専門性を高めるとともに、職務上知り得た個人情報の保護、当事者の立場に立った行動を基本とするなど、その行動において人権意識に立脚した判断が求められ

ています。

そのため、福祉関係者の資質向上のために行われる県などの研修会と連携し、福祉関係者の資質の向上に努めます。また、各職場での人権教育が実施されるよう、指導助言を行います。

#### 4 人権相談・支援の推進

人権相談は、憲法によってすべての国民に保障されている基本的人権を擁護し、あわせて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的としています。

市民が人権問題に直面した際、一人で苦悩を抱え込んだり、混乱したりすることを回避するため、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができるように体制を整えるとともに、問題の早期解決に向けた自立支援や権利擁護等の取組みの充実を図るなど、相談・支援に関する施策を推進します。

人権相談・支援の充実が求められるなか、檀原市においては、人権擁護委員が中心となって相談業務に応じ、専門的知識と豊富な経験をもった弁護士などによる取組みを進めてきました。檀原市としての人権侵害に関する相談件数は、次のとおりです。

2015年度：①人権政策課対応件数56件 ②人権擁護委員対応件数12件

③犯罪被害者への対応件数31件

2016年度：①人権政策課対応件数51件 ②人権擁護委員対応件数2件

③犯罪被害者への対応件数29件

2017年度：①人権政策課対応件数52件 ②人権擁護委員対応件数12件

③犯罪被害者への対応件数41件

また、「市民意識調査」結果を見ると、過去5年間に人権侵害を受けたという人は12.0%、受けたことがないという人は85.2%でした。人権侵害を受けた人の侵害内容については、用意された16項目の選択肢すべてに回答が寄せられ、多岐にわたっていることがわかります。侵害されたときの対応について、「だまってがまんした」が39.0%と最も多く、「無視した」の22.6%をあわせた、対抗措置を講じなかった人は6割に及び、反対に対抗措置を講じた人16.5%を大きく上回っています。また、「相手に直接抗議した」人の7割近くが、友人の同和地区に対する差別的な発言にも直接的な対応をとる意思を示していることから、自分の人権を大切にすることは、他者の人権を大切にできる傾向がみられます。

また、人権侵害に対して相談した人の相手は、「家族」「友人や身近な人」がともに37.5%で最多となり、「警察」や「弁護士」への相談もかなり多くなっています。それに対して、「市町村の窓口」は6.3%でしたが、「法務局や人権擁護委員」「県の窓口」への相談については皆無であり、これらの公的機関への相談は少なくなっています。しかも、こうした機関に相談をした場合、プライバシーが守れないと思った人や、相談したかっ

たが、誰に（どこに）相談すればいいのかわからなかった、という回答もありました。

公的機関への相談が少ないこと背景には、相談窓口が十分に周知されていないことや、プライバシー等にかかわって相談者が不安を感じていることがあるものと考えられます。そのため、だれもが安心して利用できるように相談体制の整備を図るとともに、相談活動についての広報をさらに浸透させることが大切です。また、公的機関が市民にとって身近なものとなり、複雑な事案に対する各相談機関の連携強化や、人権侵害によって傷ついた心をケアするカウンセリング等の機能強化などが重要な課題となっています。

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するために、相談員の資質の向上をはじめ、各関係機関のネットワーク化、豊富な情報提供など、相談・支援の機能をさらに充実させることが求められています。

また、相談・支援の活動に取り組むことによって、人権問題の実態把握に努め、人権施策の充実反映することが必要です。

### （１）人権相談・支援の重要性を踏まえた取組み

#### ①地域共同体の衰退と人権侵害

少子高齢社会の到来、情報化社会の進展、成長型社会の終焉などは、地域社会のあり方に大きな影響を及ぼしています。かつて地域社会に見られた相互扶助機能は衰退しつつあり、それぞれが個別の価値観を拠に、個々に生きることを余儀なくされています。

個別化し、閉鎖されたくらしは、マイノリティや被差別の当事者、生活弱者といわれる人たちに先行きへの不安や、苦悩などをもたらすこともあり、生きづらさを増幅させることにつながります。また、それが背景となって他者への攻撃的な態度となったり、差別行為に及んだりすることがあります。

また、地域共同体の衰退は、住民間に生じたさまざまなトラブルを、当事者間では解決し難い状況をもたらし、住民自治を困難にし、地域の共同性などが弱体化することがあります。深刻な場合には訴訟となることもあります。

地域社会が転換点にたっている今日において、こうした人権をめぐる動向に対応するため、行政等に持ち込まれる相談者の悩み事に、きめ細かな対応をしていく人権相談・支援の活動をさらに充実させていくことが必要です。

#### ②人権施策の具体化のためのデータ集約、解決策の蓄積

個々の相談者の悩み事にきめ細かに対応し、それを積み上げていくことによって、人権擁護のために必要な施策の整理、人権の動向をめぐる最新のデータ集約を行います。

また、相談内容に対する解決策を蓄積することによって、人権相談・支援の活動が相談者にとって有意義に機能するよう取り組みます。

## (2) 人権相談の機能を生かした取り組み

### ①気づきと癒し

相談者の「生活上の困難」は、多様な問題が複雑に絡み合い、問題の所在や原因を見えにくくし、相談者自身が混迷状態に陥っていることが多くあります。

相談することによって、その絡み合った糸を解きほぐし、相談者自身が問題の原因や解決の目標に気づくことを支援します。

### ②自立への支援

これまで排除や抑圧、差別を受けてきた人々が、相談を通じて自らの「能力・強さ・可能性・権利」に気づき、自信やパワーを回復して問題解決に立ち向かえるよう支援します。

### ③権利擁護

相談者が生活者として地域で暮らしていくために必要な当然の権利を擁護するため、本人や家族の代弁をしたり、必要な制度や施策を利用できるように橋渡ししたりします。

## (3) 相談員の養成

人権問題は、社会の進歩、科学技術の進歩とともにより複雑・多様化し、重大な問題になっていきます。人権相談にあたる相談員は、そうした人権問題の動向を把握しておくことが肝要です。また、人権相談の主役はあくまで「相談者」であり、相談者の自己決定を基本原則とします。

相談員は、複雑・多様化する相談に的確に対応し、相談者の立場に立った適切な助言を通して、問題解決に向けた方策等を提案できるよう、研修等の実施による相談員の養成に取り組み、また相談マニュアルの整備に努めます。

また、相談員は、相談者からの情報を客観的に判断しなければならないことなど、不安や戸惑いなどからストレスを感じることもあり、相談員相互の意見交換の場や専門家の助言を受ける機会を設けるなど、相談員に対するケアについても考慮し、充実した業務が行えるよう取り組みます。

(4) 人権相談の推進体制の充実

①相談窓口の整備

相談者にとって、相談窓口は「だれもが・いつでも・気軽に・安心して」利用できるというものであることが大切です。また、相談の形態については、電話・手紙・ファックス・面談・メールなど、さまざまな対応を可能とし、相談者にとっての利便性を高めるとともに、どのような形態の相談であっても相談者の個人情報には万全を期して保護します。

人権相談の中には、今日の社会矛盾が多く投影されていることから、人権相談を充実させることが、だれもが住みよい社会づくりを実現することにつながります。今後は、そうした人権相談の重要性を踏まえ、相談業務を円滑にかつ効果的に推進できるよう、相談窓口の整備を図ります。

②充実した情報提供

人権相談を充実させるため、さまざまな機会や広報を通じて、相談窓口やその活動についての情報を提供し、市民の人権相談に対する認知度を高めるよう啓発します。

また、相談者のニーズに的確に応えられるよう、さまざまな人権問題とその解決手法や制度、専門機関等に関しての情報を提供するとともに、経験豊かな専門相談員の確保に努めます。

③関係機関・団体等とのネットワーク化

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するため、相談機関相互のネットワーク化を図り、相談内容に応じた的確な相談・支援を行うなど、相談機能の充実に努めるとともに、県や人権侵犯に関する救済等を所掌する国との連携強化を図ります。

また、相談機関のネットワーク化にあたっては、公的機関の窓口だけでなく、独自のノウハウを活かし、人権侵害に対する相談・支援に取り組んでいるNPO等との密接な連携・協働を推進することにより、当事者の立場に立ったきめ細かな相談・支援を行うことができるよう、橿原市としての体制の充実・整備に取り組みます。

### Ⅲ 分野別の人権施策の推進について

---

部落差別問題（同和問題）

女性

子ども

高齢者

障がいのある人

外国人

HIV感染者・ハンセン病患者等

性的マイノリティ（LGBTQなど）

インターネット等による人権侵害

北朝鮮当局によって拉致された被害者等

犯罪被害者等

中国残留邦人

刑を終えて出所した人々

ホームレス

アイヌの人々

### Ⅲ 分野別の人権施策の推進について

人権施策の推進にあたっては、部落差別問題（同和問題）、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、性的マイノリティ、インターネット等による人権侵害、北朝鮮当局によって拉致された被害者等、犯罪被害者等、中国残留邦人、刑を終えて出所した人、ホームレス、アイヌの人々を重要課題として設定し、「基本計画」の理念に則り、積極的・効果的な施策の推進に努めます。その際、地域の実情、対象者の発達段階等を踏まえつつ、また、複合差別や間接差別の考え方や、多様性教育など、国際的な人権の潮流を考慮した施策を推進します。

#### 部落差別問題（同和問題）

---

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」<sup>24</sup>が失効して以降も、部落差別問題（同和問題）の解決に向けた多くの個人・団体等の努力の積み重ねがあったにもかかわらず、現状では解決には至っていません。「『同和問題の早急な解決は、国の責務であり、国民的課題である』という基本認識は、部落差別が厳存する限り、変わる事のない行政運営の基本でなければならない」とする認識のもと、引き続き部落差別問題の早急な解決に向けた取組みを推進します。

2016（平成28）年12月、部落差別の解消を目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」（「部落差別解消推進法」）が成立・施行されました。この法律によって、はじめて公的に「部落差別」という表現が使われ、国は部落差別の存在を公式に認めたこととなります。背景には日本社会における根強い部落差別の実態があります。とりわけ今日のインターネットの普及拡大に伴って、部落差別がインターネットを通して拡散・助長されていることは深刻な課題です。

橿原市において今後は、これまでの取組みの成果を踏まえつつ、人権行政として一般対策を有効かつ適切に実施するとともに、「部落差別解消推進法」の柱である教育・啓発、相談・支援の積極的な推進に努めます。

部落差別問題の解決に向けたこれまでの取組みにより、生活環境の整備改善が進み、また、高校・大学の進学率の向上、さまざまな職種への就職など、多くの分野に成果がみられます。

しかし、差別意識の根深さをうかがわせる同和地区に関する問い合わせなど、悪質な差別事象が発生したり、行政施策への誤った認識・評価が差別を助長し、新たな差別意識を生む要因となったりする状況があり、大きな課題となっています。

「市民意識調査」では、「気に入った物件の近くに同和地区があると聞いたときの対応」で、同和地区との接触に難色を示す回答が約5割に上り、忌避意識の強さが浮き彫

りになりました。また、「友人の差別的な発言に遭遇したときの対応」で、指摘して話し合う・相手の間違いを伝えるなどは、43.2%であったのに対して、同調・話題を変える・黙認といった対応は42.1%であり、現実の対応の困難性がうかがえます。この結果は、前回調査結果よりも後退しています。あらゆる生活の場面で人権を大切にする意識や態度、スキル等を具体的に学ぶことが必要です。また、小学校区を単位とする「まちづくり」活動に部落内外が共通の目的を持って共に取り組むことによって互いの出会いと交流を深めていくことが肝要です。

雇用においては、社会全体が非正規雇用の増加傾向にあり、不安定就労の課題は解消されているとは言えません。国レベルで雇用のあり方を抜本的に改善することが必要です。また、部落出身者に対する就職差別をきっかけに、「統一応募用紙」が生み出され、公正な採用選考への取組みが進められてきましたが、面接時において家庭環境や親の本籍地を質問するなど、依然その趣旨に反する事案が報告されていることから、公正採用選考の取組みとあわせて引き続き関係機関等との連携による取組みを推進します。

コミュニティセンターについては、福祉の向上や人権啓発の拠点として期待されていることから、市民の意見や要望を踏まえて、魅力ある活動が展開できるよう両センターとの連携を図りながら取り組みます。

#### ①教育の推進

「市民意識調査」結果によると「同和問題との初めての出会い」は、半数近くが「学校の授業」であり、学校教育の重要性を学校現場はもとより教育行政においても認識しなければなりません。これまでの人権教育の成果を踏まえ、「差別の現実学ぶ」ことを基本理念に、幼児・児童生徒が発達段階に応じて主体的に学べるよう支援し、課題解決のための知識・技能・態度を育成します。

また、近年の部落史研究<sup>25</sup>の成果や、地域の文化・歴史・産業等に学び、地域教材の作成に取り組むなど、教育内容の創造と充実に努め、関係機関・団体等とも連携しながら、部落差別意識の解消をめざす取組みを推進します。そのため、教職員の部落問題認識を高めるとともに、その指導力が向上するよう支援します。

学力保障については、幼児・児童生徒の基礎的・基本的な学力の向上を図るとともに、進路指導をさらに充実させていきます。

#### ②啓発活動の推進

人権・同和問題啓発活動の経過や啓発事業の成果の蓄積、内外の人権教育・啓発の先進的な手法等に学びながら、人権尊重の意識の高揚に向けた効果的な啓発活動を推進するよう努めます。

また、結婚や不動産購入における「同和地区問い合わせ」や、インターネットを悪用した差別扇動等に見られる、部落に対する忌避意識の払拭・解消に向けた取組みを関

係機関・団体と連携しながら推進します。

「えせ同和行為」<sup>26</sup>に関しては、部落差別の問題解決に弊害をもたらすこと、部落差別問題に関して開かれた議論を展開することが未然に防ぐことにつながることを啓発します。そして、その行為を許さない世論づくりや、個別の事象に際しては「エセ同和高額図書お断り110番連絡ネットワーク」等、関係機関・団体との情報交換を密にしながら根絶に向けた取組みを推進します。

### ③相談・支援の取組みの充実

近年、ウェブサイトにて被差別部落出身者との結婚や交際に際しての悩みを書き込み、それに対して否定的な意見を書き込む事案が増え、差別を拡散・助長する問題が起こっています。相談した側は返ってきた答えが真摯に考えられた内容であると捉えているケースが多く、悩みは一層深刻になると懸念されています。

「部落差別解消推進法」第4条において、「国や地方公共団体は部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制づくりの充実を図るものとする」と規定しています。被差別部落出身者との交際や結婚に際する悩みや迷いに対して、親身になって相談を受け、差別解消の観点から適切に対応していく相談体制づくりや支援をどのように創造していくのか、今後検討を進め充実に努めます。

### ④コミュニティセンター活動の活性化

コミュニティセンターは、地域と広く周辺地域を含めた地域社会全体の中で「人権と福祉のまちづくり」の拠点として機能することが必要です。そのため、本来の施設の機能は維持しつつも、周辺地域住民とともに部落差別を解消する施設へと変革しなければなりません。そのため、地域社会全体のニーズを的確に捉え、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる、開かれた施設として各種事業の展開を通じて、自立支援や人権啓発、教養文化・生活の向上等に努めます。

また、地域住民が自立をめざして歩んで行けるよう、日常的な悩み事や相談等に対してきめ細かに対応し、地域住民にとって身近で、包容力のあるコミュニティを創出するよう努めます。

### ⑤産業・就労の取組み

産業の振興については、市全体の課題でもあり、それぞれの企業の経営の安定化を図るため、経営の維持・体質強化等の視点から、さまざまな情報の提供等に努めます。

また、就労については、就職の機会均等を保持し、就職を促進するため、関係機関・団体との連携を強化し、充実させていきます。

さらに、差別のない明るく働きやすい職場づくりを進めるため、企業内人権教育推進協議会等と連携して、雇用主等を対象とした研修会等を実施します。

〈主な関係法令・計画等〉

- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・ 同和対策審議会答申
- ・ 地域改善対策協議会意見具申
- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律
- ・ 奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例
- ・ 奈良県部落差別の解消の推進に関する条例
- ・ 橿原市人権擁護に関する条例
- ・ 橿原市人権教育の推進についての基本方針
- ・ 橿原市就学前人権保育・教育指針

## 女性

---

男女が、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で対等に参画し、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受けることができ、ともに責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指します。

近年、男女共同参画社会の実現を目指した各方面での取組みがマスコミ等で取り上げられる機会が多く、人々の関心を集め、報じられた内容をめぐっての意見交換も精力的に行われている場面を見ることがあります。

橿原市では2006（平成18）年より「橿原市男女共同参画推進条例」を施行し、性別にかかわらず生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、さまざまな取組みを進めてきました。2007（平成19）年、国は「仕事と生活の調和＝ワークライフバランス憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」を策定し、一人ひとりが生きがい、やりがい、充実感を持って働くとともに家庭や生活面においても、子育てや介護といったことと仕事を両立させながら人生の各段階に応じてその人らしい生き方が選択・実現できる社会づくりを掲げました。また、2015（平成27）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」<sup>27</sup>（「女性活躍推進法」）を制定し、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性とその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指しています。

橿原市においても、こうした男女共同参画に関わる法律等に連動しながら取組みの進展を図ってきましたが、固定的な性別役割分担意識<sup>28</sup>やそれに基づく社会慣行は、依然として根強く残っています。さらに、少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢が急速に大きく変化していく中で、性別にかかわらず生き生きと暮らせる社会づくりには、なお多くの課題があります。

「市民意識調査」では、「女性の人権を守るために特に必要なこと」を尋ねた結果、「職場で、育児・介護休業制度などを充実させ、男女が働きやすい環境を整える」が71.6%と群を抜いて多くなりました。育児や介護などが女性に大きくのしかかっている現状が明らかになりました。また、職場における待遇の違い（採用・昇格・賃金など）や、「固定的な性別役割分担意識」についても女性の人権を侵すものとして回答が寄せられました。さらには、ドメスティックバイオレンス（DV）、デートDV<sup>29</sup>等の女性に対する暴力は、深刻化しつつあり、その防止や被害者支援等の取組みをさらに充実させなければなりません。近年では子どもがDVを目撃することが児童虐待であるとして重大な課題になっています。

こうした現状を改善し、男女共同参画社会の実現を目指して、2018（平成30）年、橿原市では「橿原市男女共同参画行動計画」（第3次）及び「橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画」（第2次）を策定しま

した。今後はこれらの計画等に基づき、総合的な施策の推進を積極的に図っていきます。

女性の人権問題は、他の人権問題とも複雑に絡み合っていることから、複合差別の視点を持ちながら、国際的な取組みを踏まえて、推進することが肝要です。

#### ①男女の人権の尊重

男女の人権を尊重し、性別による差別的扱いを受けないで、男女が個人として能力を発揮する機会を確保していくよう、広報・啓発活動に取り組みます。

性の商品化<sup>30</sup>、セクシュアルハラスメント、ドメスティックバイオレンス(DV)、若年層における恋人同士の間でのデートDVなど、女性に対するあらゆる形態の暴力等の根絶に向け、さまざまな機会を捉えて、啓発活動をより一層推進します。

また、DVに関しては、被害者等の保護や自立支援体制の整備、同伴児に対する支援の検討や充実に努めます。同時に、各種広報媒体を活用し、相談窓口や自立・支援に関する諸制度等についての周知に努めます。

雇用に関しては、ワークライフバランスの実現や「女性活躍推進法」の理念を踏まえ、仕事と家庭の両立支援、賃金・採用・昇格等における男女の格差解消、機会均等に向けた効果的な取組みを推進するため、関係機関・団体と連携しながら啓発を行います。

#### ②固定的な性別役割分担意識の解消

女性に対する差別を解消するため、家庭・職場・地域等において根強く存在する固定的な性別役割分担意識の払拭や、慣習・慣行の見直しを呼びかけるとともに、教育・啓発活動を充実させ、男女平等・対等の意識変革を図っていきます。

特に、学校教育において、「檀原市男女共同参画推進条例」の基本理念に則り、男女平等・対等の意識の醸成を図るとともに、家庭においては、固定的な性別役割分担についての検証や見直しを呼びかけ、男女の人権が等しく確保されるよう啓発します。

#### ③意思決定の場への女性の参画

社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保するよう努めます。市における各種審議会では女性委員の参画率の向上や女性委員が不在の審議会をなくす措置等を講じ、また、市役所管理職への登用促進、人事制度の充実等を図っていきます。

企業、各種団体等においては、意思決定の場への女性の参画を関係機関等との連携によって啓発します。

#### ④家庭生活における活動と他の活動との両立

男女がお互いに協力し、社会の支援の下で子育て、介護などの活動とそれ以外の活動に対等に参画し、両立できるようにすることが求められています。

女性の多くが、家事、育児、介護の多くの部分を負担していることによって、それ以外の活動に参画できない状況を改善することは、男女共同参画社会の実現を目指した取組みの重要課題です。女性がその能力を十分発揮し、さまざまな分野への積極的なチャレンジを支援するため、関係機関等との連携によって情報提供等の取組みを進めます。また、家庭生活において性別にとらわれない多様な役割分担が求められていることから、男性を対象とした料理教室や、子育て等に関する研修会等を実施します。

#### ⑤男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの身体的特質を理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。そのためには、心身及びその健康について、正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

特に女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに、男女とも留意する必要があります。こうしたことに配慮しつつ、男女の、特に女性の生涯を通じた健康を支援するための対策の推進を図ります。

#### 〈主な関係法令・計画等〉

- ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約【女性差別撤廃条約】
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
- ・男女共同参画社会基本法
- ・ストーカー行為等の規制等に関する法律
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律【ドメスティックバイオレンス防止法】
- ・次世代育成支援対策推進法
- ・母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章
- ・仕事と生活の調和推進のための行動指針
- ・橿原市女性職員活躍推進アクションプラン
- ・橿原市男女共同参画行動計画
- ・橿原市男女共同参画推進条例
- ・橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画

## 子ども

---

子どもは擁護される存在であると同時に、権利の主体者であることを認識しなければなりません。子どもの人権に関係の深いさまざまな国内の法令や、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）等の国際条約の趣旨にそって社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向けた取組みを推進するとともに、子どもを安心して育てられる環境整備に取り組めます。

近年、子どもの人権をめぐる動向は深刻化しています。子ども同士のいじめ、不登校、長期のひきこもり、体罰、児童虐待、一人親家庭に深刻さをもたらしている貧困問題など連日報道によって話題となり、社会問題として取り上げられています。

また、規範意識が希薄であるという問題や、メディアリテラシーに関わるネット上のトラブルの発生なども課題となっています。

「市民意識調査」で「子どもの人権が尊重されていないこと」を尋ねた結果、「子ども同士によるいじめ、『暴力』、『なかまはずれ』や『無視』などによるいじめ」が最多の59.6%を占めました。また「保護者や同居人による虐待」、「子どものいじめを見て見ぬふりをする」にも半数以上の方が回答を寄せました。「大人が子どもに自分の考え方を強制する」ことへの問題意識や、昨今の経済事情を反映した貧困に関わる回答も3割を超えています。

「いじめ」問題に対しては、全国的にも関心が高く、子どもを取り巻く環境や子ども同士の関係性、保護者のあり方などを深く検証し、解消に向けた手立てを具体的に講じなければなりません。いじめに対する取組みは、子どもたちの生命を大切にす心、他者の権利を尊重する心を育むことが肝要です。子どもの日常生活に深くかかわっている教職員・保育職員の資質向上や、保護者に対する相談体制の充実など、子育て支援が必要です。

児童虐待に関わっては、急増する相談に適切に対応できるよう、相談体制の充実を図ることが必要です。また、虐待を受けた子どもに対する支援策の充実も重要な課題です。近年0歳児の子どもへの虐待から死に至るケースも報告されていることから、妊娠中からの支援が必要となっています。次代を担う子どもたちを育てていくという観点から「榎原市子ども・子育て支援事業計画」等の趣旨を踏まえた効果的な取組みの構築が肝要です。

貧困問題に関わって、日本の一人親家庭は国際的に深刻な貧困状態にあると指摘されています。市内では民間による「子ども食堂」が運営され、学習支援の場として退職した校長が中心となって「かしはら校外塾」等が市民との協働で実施されています。こうした取組みとの連携を図りながら、榎原市における貧困問題の実態把握や、必要な措置について講じるよう努めます。

有害図書（雑誌、ビデオ、DVD等）、インターネットの有害サイト、児童買春、薬物乱用等の問題もあり、このような環境から子どもたちを守り、健全な育成が可能となるよう、家庭、地域、学校、関係機関・団体等が一体となった取組みを推進・強化することが求められています。

#### ①子どもの権利の尊重

子どもの健全な成長発達を支えるためには、「子どもの最善の利益」が考慮され、子どもを権利の主体者として捉えることが重要であり、「児童憲章」<sup>31</sup>、「児童の権利に関する条約」<sup>32</sup>の理念や内容の周知徹底と具体化を図ります。

学校・幼稚園・保育所においては、人権尊重、生命尊重の精神の育成に取り組み、幼児・児童生徒一人ひとりを大切にし、個性を生かす学校・園・所づくりを進めます。とりわけ権利学習においては、権利に対する正しい認識を培い、「権利」と「わがまま」を見極める力を養うために発達段階に応じた教材をもとに学習することが必要です。

また、家庭においては、保護者がその責任を自覚して親権を正しく行使し、子どもの権利が尊重され、家族が互いに支え合い、互いに尊重される豊かな家庭生活を送れるよう啓発します。

#### ②教育相談体制の充実

子どもの社会生活への適応、校内暴力やいじめ、不登校などの問題解決、子育てに対する支援を図るため、スクールカウンセラー<sup>33</sup>の配置や、「こころのケアルーム」をはじめとする各種相談事業など、教育相談体制の充実を図るとともに、必要に応じて訪問指導にも努めます。また、教育相談や適応指導にかかわり、指導・助言並びに専門機関との連携を図るなど、相談体制の一層の充実に努めます。

#### ③いじめ・不登校・問題行動等への取組み

いじめ・不登校・問題行動等の問題は、幼児・児童生徒一人ひとりの人権にかかわる深刻かつ重大な問題であるとの認識に立って議論し、さまざまな問題について広く意見を求め、その予防や解決に向けた取組みの充実に努めます。

また、子ども教育相談や子ども・保護者向け教育相談など教育相談体制の充実に努めるとともに、いじめ不登校対策指導員の配置や、いじめに関する教職員の研修を実施し、充実した取組みが展開できるよう努めます。

さらに、学校教育の枠を越え、家庭や地域社会、関係機関・団体との連携を積極的に進め、社会全体が一体となって取り組むよう努めます。

#### ④人権を尊重した就学前保育・教育の推進

「檀原市就学前人権保育・教育指針」に基づき、「自分らしくいきいきと、わくわ

くと心を弾ませ、意欲を持って、自分も友だちも大好き、いつもにこにこ友だちとなかよく活動する子」を育てるための取組みを発展させます。乳幼児期は、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であることから、これまでの取組みの成果を踏まえ、「遊ぶ力の育成」を大切に、家庭や地域と連携しながら、一人ひとりの個性や発達段階に応じた適切な保育を推進します。特に、人権意識の基礎といわれる自尊感情を乳幼児期から意識的に育てていく取組みを大切に、家庭においても保護者の子どもへのかかわりのあり方などを充実させることが肝要です。そのため、幼稚園では未就園児の親子登園や預かり保育を行い、子育ての支援を行います。

保育に携わるすべての職員は、乳幼児期の成長発達に保育が及ぼす影響が大きいことを自覚し、人権尊重の視点に立った保育を推進するため、研修等により、保育者としての資質向上に努めます。

#### ⑤情報化社会への健全な参画・アクセスのための学習

インターネットの有効性は計り知れません。しかし一方では、文字によるコミュニケーションが中心となるために、不用意な表現によって相手に不快感を与えたり、誤解を招いたりすることもあります。近年、SNS上でのいじめが顕在化し、また、保護者間のトラブルも発生するなど、社会問題となっています。

日本のインターネットにおける対話の特徴は、「きずな依存」といわれます。「きずな」を求めてインターネットにアクセスしたにもかかわらず、自分の期待に沿うような返事がなかった場合には、相手に対して攻撃的な応対をしてしまうことが問題となっています。日常的にさまざまな機会を通じて他者との関係づくりが求められます。

また、悪徳商法などのページにつなげるなどの行為によって、思いもよらないトラブルに巻き込まれることもあります。今後、成人年齢が18歳に引き下げられることも考慮しなければなりません。成人になると親の同意がなくてもローンが組め、クレジットカードも作ることができます。ローン契約等に関する法的な責任や、詐欺行為に利用されるなど、起こりうる危険性などについて、知識の普及・啓発に努めることが必要です。

#### ⑥児童虐待防止対策の充実

橿原市要保護児童地域対策協議会を設置し、虐待の発生予防・早期発見から、その後の見守りやケアに至る切れ目のない相談支援体制の強化を図っています。さらに、学校、保育所、幼稚園、医療機関、保健所等の関係機関のネットワークを活用しながら、情報の共有化と適切な連携による保護・自立支援を進めます。

虐待を受けた子どもについては、適切なケアや治療を提供することにより、心身の健全な発達と自立を促すとともに、虐待を行った保護者への指導・支援により家族の養育機能の再生・強化に努めます。その際、重要なことは虐待した保護者をさらに孤

立化させることがないように配慮していくことです。たとえば、現在の虐待事案では実母による虐待行為が多く、その背景が子育ての孤立化などと考えられ、男女共同参画の視点から虐待を防止するという取組みが大切です。また、虐待を受けた子どもは虐待を受けながらも保護者をかばう状況もあることから、子ども自身が心を開いて相談できる相談窓口の設定とその周知を図ります。

虐待が重大な人権侵害であることや、発見した際の対応などについて地域社会全体に周知するよう啓発に努めます。

#### 〈主な関係法令・計画等〉

- ・ 児童の権利に関する条約【子どもの権利条約】
- ・ 児童福祉法
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律
- ・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
- ・ 少子化社会対策基本法
- ・ 次世代育成支援対策推進法
- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 奈良県青少年の健全育成に関する条例
- ・ 人権にかかる保育マニュアル
- ・ 人権教育推進プラン（学校教育編）
- ・ 同（社会教育編）
- ・ 奈良県人権教育の推進についての基本方針
- ・ 橿原市いじめ防止基本方針
- ・ 橿原市子ども・子育て支援事業計画
- ・ 橿原市就学前保育・教育指針

## 高齢者

---

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活が送れるように支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加するなど、高齢者が尊重され、豊かに生きられる社会の実現を目指します。

人口の高齢化は世界的な規模で急速に進んでいます。我が国においても2018（平成30）年、総人口に占める高齢者人口の割合は28.1%となりました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、この割合は今後も上昇を続け、2040年には、35.3%になると見込まれ、橿原市においても全国平均の高齢化率を超える見通しです。そのため、橿原市においては高齢社会をめぐる重要な課題に対して、高齢者の自立支援の基本的な目標を定め、その実現を目指して取り組むべき施策を明らかにする「橿原市老人福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、保健福祉サービスの充実や高齢者やその家族、介護者の多様なニーズにも対応し、高齢者が住み慣れた地域や家庭で健康で生き生きと安心して生活を送ることができるように努めています。

また、安心して福祉サービスを利用できるように高齢者の権利擁護などに対する相談窓口の充実に努めています。

しかしながら、高齢者を取り巻く状況は厳しく、高齢者の扶養、介護、財産管理の問題や、家庭等における高齢者への虐待、孤独死や自殺など、高齢者の人権を侵害するさまざまな問題が発生しています。

「市民意識調査」において、「高齢者の人権が尊重されていないこと」を尋ねた結果、「自分の老後・先行きに対して非常に不安をもつ」が半数を占め、「高齢者が暮らしやすいまちづくりがすすんでいない」と「介護制度などの情報が一人暮らしの高齢者には十分伝わらない」が4割となっています。超高齢社会の中で、それを支えるシステムの構築に多くの課題があることが明らかになりました。

このような状況を踏まえ、高齢者やその家族を支援していくために、「橿原市後期基本計画」が示した「福祉と健康づくりで明るいまち」の趣旨や「地域福祉推進計画」の理念にそって、地域全体で高齢者を支える仕組みを構築するとともに、地域社会づくりの担い手となる地域住民の活動を支援する必要があります。

### ①生きがいづくり事業の充実

高齢者が、自分自身の持つエネルギーやこれまでの経験を活かし、生きがいを実感でき、生活の充実・向上につなげられるよう取り組みます。さまざまな世代の人との交流活動を推進することで、だれもが地域とのつながりを実感でき、安心して生きがいをもって暮らすことができる地域社会づくりを目指します。また、高齢者のボランティア活動が充実できるよう、各方面からの情報提供に努めます。

## ②高齢者の自立と社会参加の支援

高齢者に対する人権侵害の発生を防止するとともに、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉のさまざまな問題について総合的なマネジメントを行い、支援していく地域包括支援センター<sup>34</sup>等の機能を充実させます。また、日常生活について気軽に相談できるよう、相談業務の充実を図っていきます。

さらに、高齢者を支えるボランティア活動の推進などに取り組み、声かけや見守りの地域ケアネットワークづくりを進めます。一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯に対しては安否確認等のため、緊急通報システムを充実させます。

## ③啓発活動の推進

高齢者は、長年にわたり地域社会の発展にかかわってきた人々であり、尊敬の念をもって接することやその人格やプライバシーに配慮することが大切です。「敬老の日」などの機会を通じて、市民の意識の高揚に努めます。また、福祉センターやわらぎの郷の多世代利用や高齢者大学で学んだことを地域社会に還元していく取組みを推進します。

地域住民や小・中学生等に対して、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を促すための取組みの推進に努めるとともに、「高齢社会は住民全体で支えるもの」という認識と実践を普及します。

## ④高齢者の権利擁護

高齢者の人間としての尊厳、プライバシーの保護に配慮するとともに、すべての高齢者が安心して福祉サービスなどを受けることができるよう介護保険制度によるサービスの充実や、成年後見制度<sup>35</sup>の利用促進などに努めます。また、小学校区別に「かしはら街の介護相談室」が設置されており、介護・福祉などに関する悩みや問題にきめ細かに対応します。

近年、高齢者をターゲットにした悪質な商法によって被害を受けることが多くなっていることから、高齢者の権利擁護の視点に立って、消費生活センター等との連携によって被害を未然に防ぐための啓発活動を行います。

## ⑤就労の機会の確保

高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引き上げ等による継続雇用の推進、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組みます。

また、シルバー人材センターを活用して、生きがいの充実や積極的な社会参加を希望する高齢者の就業機会の提供に努めます。

⑥高齢者虐待防止の取組み

深刻化する高齢者に対する虐待問題に取り組むため、橿原市高齢者虐待防止ネットワークを関係機関等との連携によって運営し、被害を受けた高齢者の自立支援に向けた取組みを推進します。

〈主な関係法令・計画等〉

- ・老人福祉法
- ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律【バリアフリー法】
- ・高齢社会対策基本法
- ・介護保険法
- ・民法の一部を改正する法律【成年後見制度】
- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- ・奈良県住みよき福祉のまちづくり条例
- ・奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画
- ・橿原市地域福祉推進計画
- ・橿原市老人福祉計画及び介護保険事業計画

## 障がいのある人

---

障がいのある人も、障がいのない人も等しく生活し、活動する社会を目指して、ノーマライゼーション<sup>36</sup>の理念の下に、障がいのある人たちの自立と社会・経済・文化その他のあらゆる分野への「完全参加と平等」に向けた施策を推進します。

わが国においては、2011（平成23）年に「障害者基本法」の一部が改正され、地域社会における共生等に関する内容、障がい者への差別の禁止が明記されました。2012（平成24）年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、2013（平成25）年には「障害者自立支援法」に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（「障害者総合支援法」）が施行されました。「障害者総合支援法」の基本理念には、「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が位置付けられ、障がい福祉サービスの充実と障がい者差別の解消が求められています。

2013（平成25）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が制定され、2016（平成28）年に施行されました。この法律では、「障害者基本法」に規定された「差別の禁止」に関する具体的な内容が示され、それが遵守されるための措置等を定めています。

「障害を理由とする差別の禁止」としては、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。「不当な差別的取扱い」とは、国・都道府県・市町村などの役所や、会社や商店などの事業者が障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することです。また、障がいのある人は社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。国・都道府県・市町村などの役所や、会社や商店などの事業者に対して、障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。これが「合理的配慮の提供」です。

奈良県では同法の実現を図るために「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を制定し、2016（平成28）年に施行されました。

橿原市における障がいのある人たちの実態は、介護者を含めた高齢化や、障がいの重度・重複化が進んでおり、それぞれが自立した生活が送れるように、その全体像を幅広い視野で捉えることが必要となっています。そうした状況において、障がいのある人もない人もお互いに社会の一員として尊重し合い、支え合いながら共に生きるという「ノーマライゼーション」の考え方が広まってきました。また、すべての人を排除することなく包摂できる社会の実現を目指す「ソーシャルインクルージョン」<sup>37</sup>の理念も提唱されています。

一方、障がいのある人たち自身については、当事者によるさまざまな取組みの成果として、自立や社会参加に対して積極的な動きが見られ、地域で当たり前生きよう

とする姿があります。

しかし、市民意識としては、障がいのある人たちの自立や社会参加に対して原則的には賛同しながらも、誤解や無理解があり、本人や家族が差別的な言動を受けるなど、人権を侵害されたり、自立や社会参加を妨げる要因となったりしています。

また、障がいのある人たちの当事者団体の活動やこれをサポートするボランティア活動等実績があるにもかかわらず、市民全体にはまだまだ認知されていません。

「市民意識調査」において、「障がいのある人の人権が尊重されていないこと」について尋ねた結果、「就労の機会が少ない」、「暮らしやすいまちづくりなどが進んでいない」がともに半数を超えています。また、「障がいのある人をじろじろ見たり、避けたりする」は約3割で、就労やまちづくり、障がいのある人たちに対する差別意識の解消が課題となりました。とりわけ精神疾患や発達障がい・精神障がいに対する偏見に対応するため、地域活動支援センター等との連携を深め充実した取組みを行うことが重要です。

こうした中で、橿原市では2016（平成28）年度に「橿原市障がい者福祉基本計画」を新たに策定し、「みんなでつくる障がいのある人もない人もいきいきと共に暮らせるまち、かしはら」の基本理念に沿って、障がい福祉施策の取組みを進めています。

学校においては、共生社会の実現を目指して、子ども総合支援センター等との連携を深め、障がいを理解し合い、共に生き共に育つ教育・保育を家庭や地域社会と共同で推進していくことが必要です。また、障がいのある子どもの教育的ニーズを把握し、個々に応じたきめ細かな教育を推進することが大切です。

#### ①教育の推進

共に生き、共に育つ教育・保育の実践を充実させ、障がいのある幼児・児童生徒の自立や社会参加を促進するよう努めます。そのため、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、多様できめ細かな取組みを推進します。

また、保護者に対しては、ペアレントトレーニング等を通じて、子どもの発達や行動に対して、その背景を理解し適切な接し方を学ぶことで悩みの解消につなげ、子どもにとって、よりよい親子関係づくりをめざして支援していきます。また就学等についての相談体制を充実させます。

#### ②障がいのある人たちの自立・社会参加の支援

「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（「バリアフリー法」）などを受けて、障がいのある人たちの移動を助ける支援策としての交通環境や、公共空間の整備に努め、障がいのある人たちが地域で安全に生活できるよう福祉のまちづくりを推進します。

2018（平成30）年、「橿原市言語手話条例」が制定され、4月1日施行されました。地

域社会において手話に対する理解を深め、手話を使いやすい環境を整えていくことから自立と社会参加を支援していきます。

また、市民の意識の高揚を図るとともに、身体障害者補助犬の施設への受け入れなど、社会参加の機会を広げる取組みの周知にも努めます。

### ③ふれあいの機会の拡大

市民に対して障がい者施策の周知や障がいについての正しい知識、ノーマライゼーションの理念の普及を図るため、精神保健普及啓発事業の実施や、地域生活支援協議会の活動等により積極的な啓発を行います。

また、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が健康づくりや生きがいに取り組めるよう、スポーツやレクリエーション・文化活動の機会の充実を図ります。

こうした取組みや、「障がい者交流・外出助成事業」等から障がいのある人たちの社会参加を促すとともに、障がいのある人もない人もお互いにふれあう場や機会を増やし、障がい者問題に対する市民の理解と認識を深めていきます。

### ④障がいのある人たちの権利擁護の充実

障がいのある人たちが地域で安心して生活できるよう、日常生活の相談・支援に努めるとともに、地域に根ざした福祉サービスの充実を図っていきます。また、判断能力が十分でない人の財産等を守るため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用促進、相談事業の充実を図ります。

### ⑤就労支援

障がいのある人たちが、能力と個性を最大限に発揮し、就労を通じて社会参加することができるよう、一般企業等に対して障がい者雇用に関する啓発活動を行うとともに、一般企業への就労を希望する人に必要な訓練を行う就労移行支援を適用します。

また、個別の状況に応じた就労支援を行うため、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援体制づくりを進めます。

### ⑥障がいのある人への虐待防止の取組み

障がいのある人への虐待問題に対する意識を高め、虐待を受けたと思われる障がいのある人を確認した際には、通告の義務があるなどの周知を図ります。また、「障害者虐待防止法」に基づき、養護者、障害者福祉施設従事者、使用者（事業主）などによる障がいのある人への虐待を予防するための支援体制を整備し、あわせて発見者の通報を受け適切な対応につなげるしくみをつくりまします。

〈主な関係法令・計画等〉

- ・ 身体障害者福祉法
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- ・ 知的障害者福祉法
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律
- ・ 障害者基本法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律【バリアフリー法】
- ・ 身体障害者補助犬法
- ・ 発達障害者支援法
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【障害者総合支援法】
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・ 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例
- ・ 奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例
- ・ 橿原市手話言語条例
- ・ 橿原市発達障がい者支援推進プログラム
- ・ 橿原市障がい者福祉基本計画
- ・ 橿原市障がい福祉計画
- ・ 橿原市地域福祉推進計画

## 外国人

---

異文化理解や多文化共生の重要性、意義について認識を高め、市民の国際理解を促進するとともに、多様な価値観・文化・習慣等を認め合い、人種・民族・国籍を超えて等しく市民として尊重され、それぞれの自己実現と幸福を追求できる市民社会の創造を目指します。

近年、檀原市においても他の国々との交流が活発になり、2019（平成31）年1月末現在の市内に在住する外国人市民の人口は、1,084人、世帯数は582世帯、33カ国となっています。その内、289人は、韓国・朝鮮籍の人々であり、その多くは、朝鮮半島に対する植民地支配の過程で日本への定住を余儀なくされた人々の子孫です。戦後70年以上も経た今日においても、在日韓国・朝鮮人に対する差別や偏見は存在し、民間住宅への入居拒否や就労に関する不利な取扱い、参政権が保障されないなどの問題が生じています。また、自らの本名を名乗ることを困難にしている状況もあります。

国際化の進展に伴い、多くの外国人が来日し、また、定住化が進む中で言語や習慣・文化などの違いなど、相互理解の不十分さから地域住民との摩擦、日本人配偶者との家庭内トラブル、職場や学校、医療現場等において諸問題が生じています。

これまで檀原市では、こうした問題の克服のために、あらゆる差別を許さない地域社会の形成を目指して、国際理解を深め、国際協調に努める態度を育成する教育の推進に取り組んできました。その中で、すべての市民が在日韓国・朝鮮人をはじめ市内に居住する外国人市民の現状を認識し、在日外国人教育の深化・充実を図るため、学校教育をはじめ、社会教育、行政の基本的な方向を示す「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）教育に関する指導指針」を1998（平成10）年に策定し、その推進に努めてきました。

しかしながら、「市民意識調査」においても、「日本に住んでいる外国人の人権が尊重されていないこと」として、「文化の違いなどによる地域社会の受け入れが不十分」が回答者の4割を占めています。また、「特定の人種や民族への憎しみをあおるような差別的言動（ヘイトスピーチ）」についても35%の回答が寄せられました。

また、2018（平成30）年12月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（「改正入管法」）により、一定の技能を持つ外国人や技能実習修了後の希望者に新たな就労資格を与えることになり、日本の外国人労働者は大幅に増加することが予測されますが、共生社会に向けた今後の動向に注視していくことが必要です。

外国人市民が自己の言語・文化及び歴史を正しく学び、民族的自覚と主体性を確立し、自己実現が図れるよう努めるとともに、すべての市民が外国人の渡日した歴史的経緯を正しく認識し、民族的文化的差異を認め合い、多文化共生社会の創造と豊かな心をもった国際人となることが求められています。

①教育・啓発活動の推進

在日外国人教育の推進にあたり、「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）教育に関する指導指針」に基づき、すべての幼児・児童生徒が相互の生活や文化を正しく理解し、日常生活の中で民族的偏見や差別をなくす国際感覚と連帯感を育てる教育・啓発活動を推進します。

また、外国人児童・生徒が自らの言語・文化及び歴史を学び、将来の進路を切り拓いていけるよう進路保障に努めます。

さらに、外国人市民であることを理由に、賃貸住宅等への入居拒否が行われないよう、関係業界団体等への指導・啓発に努めます。

②日本語教育の推進

日本で居住し、生活を営む外国人市民にとって、生活言語としての日本語の習得が毎日の生活を支える不可欠な条件です。「市民意識調査」において「日本に住んでいる外国人の人権が尊重されていないこと」として、「外国人の子どもに対する学校の受け入れ体制が不十分」という回答が2割を超え、前回調査よりも僅かながらも多くなっていることから喫緊の課題であると捉えています。受け入れ体制の中で緊急を要する課題は日本語教育の推進であると考えられることから、奈良県や民間団体等と連携しながら日本語の基礎を学習する機会を提供するとともに、日本語教室の充実を図っていきます。

③外国人市民の民族性が豊かに育つための環境整備

外国人市民が自己の言語・文化及び歴史を正しく学び、差別や偏見に打ち勝つ力を養い、民族的自覚と主体性を確立し、自己実現が図れるよう、関係機関・団体と連携を図りながら取り組みます。

近年、さまざまな民族性に対して、脅迫的で、著しい侮蔑言動や地域社会から排除しようとする言動などのヘイトスピーチが深刻な問題となっています。この問題に対して、関係機関・団体等の連携を図りながら、根絶に向けた啓発等の取組みを推進するよう努めます。

④国際理解の推進

市民一人ひとりが国際人としての自覚をもち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもった人々とともに生きていく態度を育成するため、国際交流団体等と連携しながら、異文化理解の推進や地域における交流機会の充実を図ります。市民の国際的な視野を広め、国際理解の推進に努めます。

#### ⑤相談体制の整備・充実

外国人市民として生活する上で、不利益を被らないよう進路保障に関わる奨学金制度をはじめ、本市による福祉等に関わる措置など、各種制度等の周知を図るとともに、さまざまな相談や広報誌などの翻訳の活動の支援等に努めます。

また、人権相談については、関係機関と密接に連携しながら、相談体制の整備・充実を図っていきます。

#### ⑥就職の機会均等の確保

国内での生活基盤を確立するためには、就労の機会均等の確保が重要な課題となります。企業主や公正採用選考人権啓発推進員に対し、外国人市民の就職の機会均等の確保のため、公正な採用選考システムの確立を図るよう啓発します。

また、関係機関等との連携によって、就職に関する情報提供を充実させるとともに、外国人市民が安心して働ける職場づくりを進めるよう啓発します。

#### ⑦生活情報等の提供

日常生活を送るために必要な日本語や習慣等を理解していない外国人市民には、地域社会や医療機関など、さまざまな場面で不安や不自由さを感じるなどの課題があり、それがトラブルへつながる場合も少なくありません。

民間団体等とも連携を図りながら、通訳ボランティアの確保や多言語での情報提供、公共施設の外国語表記等に取り組みます。

また、外国人市民の中には、長年にわたり日本で暮らしてきたにもかかわらず、不利益を被ってきた人たちがいるという経緯を踏まえ、制度等の利用については、周知・徹底するよう啓発します。

さらに、市民に対しては、多様性への寛容な態度をもち、互いを尊重し合う地域社会の形成について理解を促進するための啓発活動を進めます。

#### 〈主な関係法令・計画等〉

- ・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約【人種差別撤廃条約】
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
- ・出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律【改正入管法】
- ・奈良県国際交流・協力推進大綱
- ・橿原市在日外国人（主として韓国・朝鮮人）教育に関する指導指針

## HIV感染者、ハンセン病患者等

---

感染症に対する正しい知識の普及・啓発に努め、患者やその家族などが社会の一員として生活を営み、安心して医療を受けることができるよう取組みを進めます。

日本社会においては今なお、さまざまな病気についての正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえません。特にHIVやハンセン病をはじめとした感染症に対する認識は不十分であり、その歴史は差別の歴史でもありました。新しい感染症に遭遇するたびに過剰な予防や忌避意識、個人情報漏えいやサービスの拒否、解雇など、感染者に対する人権侵害や差別的対応が繰り返されてきました。誤った情報や知識、思い込みあるいは知識がないことなどが差別や偏見を生み、その結果感染者・患者、元患者、家族などに対するさまざまな人権侵害につながっています。

ハンセン病元患者とその家族などにおいては、医療や国・行政の病気に対する誤った認識と長期間における発病者の隔離政策によって分断され、厳しい差別意識や偏見にさらされてきました。その結果、回復後も社会復帰・社会生活が困難であり、憲法が保障する基本的人権が著しく侵害されたままです。また、「旧優生保護法」によってハンセン病患者に対する強制的な不妊手術が行われ、患者に大きな精神的・肉体的苦痛を与えました。

HIVに関しては、その感染経路の大半は性的接触であり、予防可能な病気です。また現在では適切な治療を受けることで発症することなく日常生活を送り、仕事に従事することもできるようになっています。にもかかわらず、病気や感染者への差別、性・セクシュアリティへの偏見や不平等な人間関係など、社会的な問題があります。自分や他者を大切に思えない環境、予防することや治療を受けることを困難にしている問題の解決が重要な課題です。

感染症については、適切な治療や予防とともに、患者・元患者、家族の人権も重要な課題として位置づけ、問題解決に向けた取組みを進めなければなりません。

病気や感染症に対する正しい知識や情報の普及に努めるとともに、患者、元患者、家族などが安心して生活できる社会の実現に努めます。また、医師や看護師等の医療従事者には、人権意識の徹底が図られるよう関係機関・団体等と連携を強化しながら取組みを進めていきます。

### ①教育の推進

近年、HIV感染者が若年層に多い傾向から、性教育の充実や自尊感情を育む環境づくりが重要な課題です。その際には性行為感染症の知識、予防手段の情報、相手とのコミュニケーションや自己決定のスキルなど、学習を具体的に進めることが求められます。

そうした点に留意しつつ、学校教育においては発達段階に応じて病気や感染症に対する正しい知識を身につけ、理解と認識を深めるための教育内容を創造します。また、自他を大切にし、対等な関係性を培うことが重要となります。そのための指導資料の作成や教職員の力量向上に取り組みます。

## ②啓発の推進

啓発活動に関しては、感染症の患者、元患者、家族などに対する差別や偏見をなくし、すべての人の生命の尊さや生きることの大切さを認め合い、共に生きる社会の実現を目指して、HIV・エイズ<sup>38</sup>やハンセン病等に関する正しい知識と理解を深められるよう取り組みます。また、市民啓発のみならず、社会生活を営む上で重要な課題となる職場や医療・福祉サービスなどに対する啓発活動を推進するよう努めます。

HIV・エイズ問題については、若年層に対する知識の普及啓発をより効果的に行うとともに、啓発資料等の配布、「世界エイズデー」にあわせた啓発活動の活性化、その他さまざまな機会を利用して充実するよう進めます。

ハンセン病問題については、長期的な隔離の結果、患者・元患者は心身の苦痛に加え、就労・教育機会、出産・育児機会、人間関係などの生活基盤が奪われ、完治した後も無理解と偏見によって忌避される傾向があり、社会復帰・社会生活を困難にしています。

また、隔離された過程では医療や国・行政の誤った政策とともに、地域社会もその推進の一端を担った事実があることも踏まえ、なお一層充実した啓発活動を進めるよう努めます。

## ③自立と社会参加への支援

感染症患者が生きる希望を持って自立した生活を送ることができるようになるためには、医療や福祉サービスが適切に提供されることが大切です。そのため、相談窓口へのアクセス支援など、プライバシーに配慮しながら関係機関等と密接な連携を図ります。

また、県内で行われているハンセン病元患者の芸術作品展（美術展）への参加など、ハンセン病療養所との交流に対して広く市民に啓発を行うことを通じて、社会復帰に対する支援に努めます。

### 〈主な関係法令・計画等〉

- ・WHOヨーロッパにおける患者の権利の促進に関する宣言
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律
- ・奈良県感染症予防計画

## 性的マイノリティ（LGBTQなど）

---

性的マイノリティに対する正しい知識の普及・啓発に努め、多様な性を認め合い、自分らしく生きることを尊重し合う社会の実現を目指します。また、性的マイノリティの人たちが自覚する性を生きるために必要な環境の整備について取組みを進めます。

性的マイノリティとは、性的指向、性自認、性別表現等において「典型」あるいは多くの人たちとは異なる性のありようを持つ人たちの総称です。生涯を通じて流動的であり、人それぞれのありようであると考えなければなりません。見た目で男性か女性かを判断し、異性を好きになることが当たり前の現代社会では、性的マイノリティの人たちは「想定外」の存在であり、制度上の不利益や生活上の不便さを抱えて生活しています。

また、性の多様性が認識されていない社会の中で、さまざまな差別の対象となっています。学校や職場でいじめや不当な扱いを受けたり、不登校になったり、暴力を受けるなどの経験を持つ人が少なくありません。医療機関などで理解のない対応に傷ついた経験を持つ人もいます。肯定的な情報やロールモデル<sup>39</sup>のない中で育ってくるマイノリティの人たちは、人とは違うことに悩み、将来への夢やイメージを持ちにくく、隠すために葛藤やストレスを抱えています。しかし、被害や悩みを相談すること、必要な制度を利用することができず、孤立しがちな現状があります。その結果、心身の健康問題を抱える人、自殺に追い込まれる人もいます。相談や制度の利用を困難にしている背景には、自分や家族のプライバシーが守られるか、自認を尊重してもらえるか、法的関係のない家族を尊重してもらえるか、自分のことをどこまで言えばいいのかわからない、といったさまざまな不安があります。

さらに、トランスジェンダーや性同一性障害・性別違和の一部の人たちなど外見と心が異なる人たちの場合、トイレ、制服や水着、名簿、部屋割り、更衣室など身体性別で分けられることや身体を露出する場面に苦痛や不便さを抱えています。

2003（平成15）年7月、戸籍上の性別変更を認めた「性同一性障害者性別特例法」が成立し、橿原市では2003（平成15）年9月に、「性同一性障害を抱える人たちが普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書」を全国の議会で初めて全会一致で採択しました。以降、個人情報収集のあり方を見直す作業とあわせて、公文書及び公的文書の性別記載の再考と削除について取り組みました。

そうした中で、「市民意識調査」における「LGBTあるいは性的マイノリティの言葉の認知状況」は、「聞いたことがある」58.4%、「意味まで知っている」26.4%、「知らない」は10.6%で、知っている人の割合は、8割を超えています。また、多くの人が「同性カップルへの法的保障がない」「性別イメージを押しつける」「制服やトイレなど、選択肢がない」などの例を「性的マイノリティの人権が尊重されていないこと」とであると認識

していることが明らかになりました。

こうした檀原市における性的マイノリティに関する取組みの経緯や課題を踏まえ、今後も性的マイノリティの人たちに対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、同性愛者、両性愛者、身体的性別とは異なる性別で生きる人たちなど、多様な性のありようを肯定的に受け止め、尊重し合う社会の実現めざした取組みを充実させるよう努めます。

また、性的マイノリティの人たちが不利益を被ることなく、豊かに生きることができするために必要な環境整備に努めます。

#### ①教育の推進

2017（平成29）年、国は「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂にあたり、性的マイノリティの生徒への配慮を初めて盛り込みました。「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」というものです。今回の基本方針に関連して檀原市では、性的マイノリティに対する差別と偏見をなくし、多様な性を生きる人々を認め合い、一人ひとりが自分らしく生きることを尊重し合う学校づくりを目指します。

学校教育においては、家庭との連携や相談体制の充実等によって自己の性について不安や悩みなどを抱える児童・生徒の状況を考慮し、本人とのコミュニケーションに努めるとともに、性教育を中心に発達段階に応じて多様な性のあり方について正しい知識を身につけ、理解と認識を深めるための教育内容を創造します。その取組みを通じて、すべての子どもたちが自分らしく、互いの違いを尊重できるよう支援していきます。また、そのために必要な指導資料の作成や、研修等による教職員の力量の向上に取り組みます。

#### ②啓発の推進

一人ひとりの性・セクシュアリティが尊重され、共に生きる社会づくりを目指して、地域や職場等、さまざまな機会を捉えて啓発活動を推進します。

職場においては、厚生労働省が2017（平成29）年に男女雇用機会均等法に基づく事業主向けの「セクハラ指針」に、職場での性的少数者（LGBTQなど）への差別的な言動がセクシュアルハラスメントに当たることを明記したこととも関連して、性的マイノリティへの差別をなくしていく取組みを進展させることが求められます。研修会の実施、肯定的な情報の発信、良好な人間関係づくりなどの取組みを関係機関等との連携を図りながら推進するよう努めます。

③性的マイノリティが安心して暮らせる環境づくり

性的マイノリティの人たちは、地域社会において私たちと共に暮らす存在です。「市民意識調査」結果で多くの回答が寄せられた「制服やトイレ」、また、更衣室や部屋割りなどについては、日常生活に直結した問題であることから、苦痛や不便さを抱える現状を当事者や関係機関等との協議の上、改善していくとともに、住居や福祉等のサービス利用時における「多様な家族形態への理解」を促し、適切に対応するよう啓発します。

また、命や生活を守る医療や福祉において、性的マイノリティの人たちのニーズを理解した対応は重要な課題です。そのため、関係機関等との連携のもと、医療・福祉関係者の性的マイノリティに関する研修会の実施、性別の取扱いや本人以外の人への病状説明などでは、本人とのコミュニケーションを大切にし、その意思の尊重や可能な対応等に関する広報に努めます。

さらに、性的マイノリティの人たちが安心して自立した生活を送ることができるよう、相談体制の整備・支援に努めます。

〈主な関係法令・計画等〉

- ・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律
- ・文部科学省通知：性同一性障害や性的志向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）

## インターネット等による人権侵害

---

個人のプライバシーや名誉に関する正しい認識を培うための教育・啓発活動を推進するとともに、メディアリテラシー<sup>40</sup>を身につけることができるよう学習機会の提供に努めます。

インターネットには、発信者の特定において一定の困難性を伴うことや、いつでも・どこでも情報発信が容易にできるといった面を悪用して、他人への誹謗・中傷や侮蔑、無責任なうわさ、個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込み、いじめなど、人権侵害につながる情報が流布されています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）や、『部落地名総鑑』のような地名リストの存在など、部落に対する差別を助長・拡散するような内容の書き込みもあります。

近年、問題となっている児童ポルノは、インターネット上に流出された画像のコピーが回収困難となり、被害を受けた児童の苦しみは将来にわたり、重大な人権侵害となっています。

さらに、自殺を誘うような情報や、犯罪やトラブルに巻き込まれ被害に遭うなどの人権侵害事案も発生しています。

「市民意識調査」では、「インターネット上の差別的な書き込み等」について意見を聞いたところ、8割の人が「書いてある内容が事実である、なしに関わらず許せない人権侵害だと思う」と答えました。「書いてある内容が事実であれば問題ないと思う」と「とりたてて騒ぐほどの問題ではない」と答えた人はともに5%未満でした。橿原市におけるこれまでの教育・啓発活動の成果であると考えています。しかし、こうした問題は情報化社会の進展や、ネット依存症の増加等によって、今後ますます深刻化することが推測されます。個人のプライバシーや名誉等に関して、一人ひとりが正しい認識を培い、人権侵害を許さない意識の醸成を図るための教育・啓発活動を推進することが肝要です。

また、メディアリテラシーを身につけ、さまざまな情報に対して精査し、正しい判断ができるよう学習機会の提供が必要です。

奈良県ではインターネット掲示板上の差別書き込みに対して、啓発活動に取り組んでいる市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会と日常的な連携を深めながら、インターネット等による人権侵害に対する取組みを推進します。

### ①教育・啓発活動の推進

インターネットによる人権侵害に対して、市民一人ひとりが個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、人権侵害を許さない意識の醸成を図るための教育・啓発活動を推進します。「ネットの向こう側にも人がいる」ことを認識し、相手の立場

にたった情報交換ができるよう、コミュニケーション力や他者との関係づくりのためのスキル等について、具体的な学習の機会を提供します。

また、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深める教育の充実を図ります。

さらに、受け取った情報について精査し、正しい判断によって情報を活かす力を身につけるための学習機会の提供に努めます。

#### ②関係機関等との連携による人権侵害に対する取組み

インターネット掲示板の差別書き込みに対して、啓発活動に取り組んでいる市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会と日常的な連携を深めながら、インターネットによる人権侵害に対する取組みを推進します。

著しく他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者の情報の開示に関する法律」(プロバイダー責任制限法)に基づいて、関係機関等との連携によって、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、必要な措置を講じます。

#### 〈関係法令・計画等〉

- ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

## 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

---

北朝鮮当局による日本人拉致は、重大な人権侵害です。橿原市においても拉致の可能性を排除できない行方不明者の方がおられることを考慮し、拉致問題の一日も早い解決に向けた啓発活動を推進します。

なお、人権施策として取組みを推進する上で、拉致問題を含む日本と北朝鮮間の外交上の諸課題が、私たちと地域とともに暮らす在日朝鮮人の方々とは直接的に関連性を持たないことを認識する必要があります。

〈関係法令・計画等〉

- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律

## 犯罪被害者等

---

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族の方々は、生命や家族を失い、傷害を負い、財産を奪われるなど、さまざまな直接的被害に遭います。また、周囲の無理解や心ない対応による精神的被害などの二次的な被害にも苦しむことがあります。

橿原市ではこれまで犯罪被害者等の相談体制の充実や、人権を擁護するための啓発活動などに取り組み、関係機関等との連携を図りながら犯罪被害者等の権利や利益保護のための施策を推進し、2018（平成30）年4月1日、「橿原市犯罪被害者等支援条例」が施行するに至りました。

今後は、条例の趣旨等を広く市民に周知し、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を市民全体で支える地域社会の実現を目指します。

また、性犯罪・性暴力の被害者が被害直後からワンストップ窓口で相談を受けられる、奈良県性暴力被害者サポートセンター（Naraハート）のさまざまな支援について広く周知します。

〈関係法令・計画等〉

- ・犯罪被害者等基本法
- ・奈良県犯罪被害者等支援条例
- ・橿原市犯罪被害者等支援条例

## 中国残留邦人

---

県内には、日本に帰国した中国残留邦人<sup>41</sup>とその家族が生活しており、これらの人々に対する正しい認識と理解を深め、早期に自立できるよう支援に努めます。

また、中国残留邦人の方が高齢となり、介護サービスを利用する機会が増えていることから、相談員や通訳が訪問しスムーズに介護サービスを利用できるよう支援します。

### 〈関係法令・計画等〉

- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

## 刑を終えて出所した人々

---

刑を終えて出所した人々に対する偏見や差別は想像以上に厳しく、社会復帰を困難にし、場合によっては再犯を誘発する要因にもなります。これらの人々が自立した生活が送れるよう、差別や偏見をなくすための取組みを進めるとともに、市民の理解と協力を得ることが大切です。

### 〈関係法令・計画等〉

- ・更生保護事業法
- ・再犯の防止等の推進に関する法律
- ・再犯防止推進計画

## ホームレス

---

近年の経済や雇用環境の悪化等により、ホームレス<sup>42</sup>になった方への偏見や差別意識は、時には暴行事件等にも発展し、痛ましい状況が見られます。年々増加して地域社会との軋轢を生ずるまでにいたったホームレスの問題を解決するために、国ではホームレスの自立支援と発生防止を主眼に、2002（平成14）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（「ホームレス自立支援法」）を制定しました。

ホームレス問題を社会全体の問題としてとらえ、自立・支援に努めるとともに、偏見や差別意識を解消し、人権意識の高揚を図ります。

### 〈関係法令・計画等〉

- ・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
- ・ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

## アイヌの人々

---

アイヌの人々の人権に関わって、1993(平成5)年に「世界の先住民の国際年」を契機に、日本においても1997(平成9)年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を施行しました。この法律はアイヌの伝統及び文化についての正しい知識を普及・啓発し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会づくりを目的としています。

アイヌ民族を「先住民族」として初めて明記した「アイヌ新法」が閣議決定されたことを受け、今後も独自の伝統や歴史をもち、固有の文化を発展させてきた民族としての誇りが尊重される社会の実現に向けた取組みを進めるよう努めます。

### 〈関係法令・計画等〉

- ・アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

## IV 推進体制

---

- 1 全庁的な推進
- 2 国、県及び関係機関等との連携
- 3 NPO等との協働の推進

## IV 推進体制

### 1 全庁的な推進

「基本計画」の趣旨を踏まえて、市の行政機関相互はもとより、関係諸団体との密接な連携のもと、全庁あげて、この「基本計画」の具体的推進に努めます。

そのため、「基本計画」に基づく「事業実施報告及び事業実施計画」等を取りまとめるとともに、檀原市人権問題啓発推進本部を全庁的な推進組織として機能させ、さらに、檀原市人権審議会での諮問を経て、人権施策を総合的・効果的に推進します。

### 2 国、県及び関係機関等との連携

国、県、市町村等の行政機関及び関係機関等が、それぞれの立場や役割に応じた施策を推進するとともに、より一層総合的・効果的に人権施策を推進するため、有機的な連携を保ちながら、協力体制を強化した幅広い取組みが必要です。

また、国際的な人権の潮流を踏まえ、人権の分野における取組みに檀原市が連帯し、積極的な役割を果たすよう努めます。

### 3 NPO等との協働の推進

ボランティア・NPO活動は、自主的・自発的な意思に基づき、社会に貢献する活動であるとともに、自己実現を通し、地域社会に「共に支え合う心豊かなふれあいの場」を生み出す具体的な実践活動です。企業の社会貢献活動ともあわせて、豊かで活力のある、人権が尊重された生きがいのある地域社会の形成に大きく寄与することが期待されます。

また、檀原市においては檀原人権ネットワークをはじめとする人権問題に取り組む団体が、それぞれの独自性を活かしながら年々充実した活動を展開しています。

こうした団体等の活動について、一人でも多くの市民が参加できるよう、体験の機会や情報提供などに努めます。

また、行政やボランティア・NPO、市民、企業等が、パートナーシップを形成し、それぞれの役割や特性に応じた力を発揮するなど、協働による取組みを推進し、人権施策の充実を図っていきます。

## V 資料

---

## V 資料

### 注釈

---

#### 1 世界人権宣言

すべての人々の基本的人権の確立が世界平和の基礎であるとの考えに基づいて、1948（昭和23）年12月10日、国際連合の第3回総会で採択。この宣言は、前文と30条から成り、生命・身体の安全、法の下での平等などの基本的人権について、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を示している。

#### 2 人権教育のための国連10年

国際連合は、1994（平成6）年の第49回総会において、人権という普遍的文化を世界中に創造することを目指し、1995（平成7）年から2004（平成16）年の10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議。この「10年」は、生活文化を形成する最も重要な要素として、普遍的な人権をとらえ、日々の暮らしを築いていくための国際的な取組み。

#### 3 性的指向・性自認

性的指向とは愛情・恋愛感情、性的欲望の対象。性自認は自分の性に対する認識。心の性。

#### 4 ヘイトスピーチ

特定の民族や国籍の人々に対して、暴力や差別を煽ったり、貶めたりする侮蔑的な表現のことをいい、差別的憎悪表現とも呼ぶ。

#### 5 NPO

Non Profit Organizationの略で、通常「民間非営利組織（団体）」と訳される。

#### 6 「啓発連協」

「奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会」の略称。奈良県下市町村における「啓発活動推進本部」の活動を効果的に運営するための組織として1988（昭和63）年に結成された。特にインターネットにおける差別事象に対する取組みは全国的にも注目されている。

#### 7 合理的配慮

障害のある人から、障害のある人にとって障壁となっているものの除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でない範囲で配慮することをいう。

#### 8 ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人一人が生きがい、やりがい、充実感を持って働くとともに家庭や生活面においても、子育てや介護といったことと仕事を両立させながら人生の各段階に応じてその人らしい生き方が選択・実現できること。

#### 9 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会。

**10 ハンセン病**

1873年ノルウェーの医師ハンセンが発見した「らい菌」によって起こる感染症で、遺伝病ではない。

**11 ネットリテラシー教育**

情報ネットワークを適正に利用することができる能力を育てる教育。

**12 ネット依存症**

自分の意志でインターネットや携帯をやめることができない、日常生活に支障をきたすようになる、ネットをしていないと不安になる、自分が何をしているのかわからなくなる、家庭内暴力などといった状態にある病気。

**13 きずな依存**

ネット依存の一つのパターン。周囲からの承認や孤独感の緩和に効果はあるものの、使い続けなければ仲間はずれにされる恐怖とも表裏一体であり、陰で悪口を言われる不安もつきまとうとされている。

**14 ロールプレイ**

自分の心の動きを他者の目から観察すること、あるいは他者の心の動きを自ら演じることによって、相手の体験に共感し、相互の関係を捉えること。参加体験型学習の手法の一つ。

**15 地域福祉推進計画**

2000（平成12）年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念を達成するためのもので、住民参加のもと、市町村が地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための計画。

**16 ハラスメント**

さまざまな場面での『嫌がらせ、いじめ』をいう。その種類は多様で本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。例えば今日ではパワーハラスメント、マタニティハラスメント、セクシュアルハラスメント等が社会問題となっている。

**17 KJ法**

多くの雑多な情報を、秩序立て、統合を進めることでアイデア、解決の糸口を得ることができる手法。

**18 ブレーンストーミング**

自由な雰囲気、他を批判せずにアイデアを出し合い、最終的に一定の課題によりよい解決を得ようとする方法とされている。

**19 SDGs**

持続可能な開発目標。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

**20 CSR**

利益追求や法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献など、企業の社会的責任をいう。

## 21 統一応募用紙

採用する側による差別選考をなくすために作成された応募用紙。

## 22 ダイバーシティ

性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性を尊重する考え方。

## 23 公正採用選考

採用選考にあたって応募者の基本的人権を尊重すること、応募者の適正・能力のみを基準として行うことを基本原則とする。

## 24 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

1969（昭和44）年の「同和対策事業特別措置法」や1982（昭和57）年の「地域改善対策特別措置法」を引き継ぎ、同和地区の生活環境整備などに対する財政補助を目的に1987（昭和62）年に制定された時限立法。1992（平成4）年に対象事業を絞って5年間延長され、さらに1997（平成9）年には下水道事業、高校進学奨励費補助など15の事業に限り5年間延長され、2002（平成14）年3月末に法期限を迎えた。

## 25 部落史研究

被差別部落の歴史を研究することで、奈良県では、近年の歴史研究の成果や県内の地域史料の発掘の成果に基づき、研究が深められ、その成果は1991（平成3）年度の「同和教育の手びき」第34集で「部落史の見直し」として報告されている。

## 26 えせ同和行為

同和問題を口実にして、企業などに高額な図書の購入や不当な寄附を要求するなどの行為。

## 27 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とする。

## 28 固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように男性・女性で異なる役割を与え、その役割の遂行を期待する意識のこと。

## 29 デートDV

交際中のカップルの間で起こる暴力。

## 30 性の商品化

性を「物＝商品」として扱う傾向のこと。買春、ポルノ、セックスアピールを利用した広告等、幅広い意味で用いられる。

## 31 児童憲章

1951（昭和26）年5月5日、内閣総理大臣が招集した児童憲章制定会議が制定。日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図ることを目的に、国民がなすべき道徳規範を定めたもの。

## 32 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

世界の多くの児童（18歳未満のすべての者を児童と定義）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約。1989（平成元）年の第44回国連総会で採択され、わが国は1994（平成6）年に批准。

**33 スクールカウンセラー**

いじめや不登校などによる不安や悩み、あるいは問題行動等の未然防止及び解決のため、児童生徒や保護者、教職員に対する心理的援助活動を行うことを目的に、学校へ派遣される専門的な知識・経験を有する者。

**34 地域包括支援センター**

公正中立な立場から、地域における高齢者の①総合相談・支援、②権利擁護、③介護予防マネジメント、④包括的・継続的マネジメントを行う中核機関。

**35 成年後見制度**

認知症や精神上の障害などにより判断能力が不十分なために、不動産売買の契約の締結など法律行為を行うことが困難な人に対し、代理人を選任し保護する制度。

**36 ノーマライゼーション**

高齢者も若者も、障害のある人もない人も、すべて人間として当たり前（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし、共に生きる社会を目指すという考え方。

**37 ソーシャルインクルージョン**

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から守り、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会的に包み支え合うという考え方。

**38 HIV・エイズ**

HIV（ヒト免疫不全ウイルス、Human Immunodeficiency Virus）感染者は、HIVの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズ（後天性免疫不全症候群）の特徴的な肺炎や腫瘍（しゅよう）などの感染症を発症していない状態の人をいう。エイズは、HIVに感染し、生体の免疫機能が破壊され、さまざまな感染症を起しやすくなる病気。

**39 ロールモデル**

自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。

**40 メディアリテラシー**

メディア（新聞・テレビ・ラジオ・インターネット等）が提供するさまざまな情報から、何が真実かを読みとったり、情報を効果的に活用したり、発信したりできる能力。

**41 中国残留邦人**

昭和20年当時、中国の東北地方（旧満州地区）には、開拓団など多くの日本人が居住していたが、同年8月9日のソ連軍の対日参戦により、戦闘に巻き込まれたり、避難中の飢餓疾病等により多くの方が犠牲となった。このような中、肉親と離別して孤児となり中国の養父母に育てられたり、やむなく中国に残ることとなった人たちとされている。

**42 ホームレス**

失業、家庭崩壊、社会生活からの逃避等さまざまな要因により、特定の住所を持たずに、道路、公園、河川敷、駅舎等で野宿生活を送っている人々を、その状態に着目して「ホームレス」と呼ぶ。

## 世界人権宣言（抄）

世界人権宣言は、前文と30条からなり自由権（1～20条）、参政権（21条）、社会権（22～27条）が規定されています。

### 【前文】

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 【自由権】

第1条 すべて人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 【参政権】

第21条 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

### 【社会権】

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第29条 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2、すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。

## 日本国憲法 (基本的人権に関する条文より抜粋)

---

日本国憲法で規定されている基本的人権は、自由権、平等権、社会権、参政権、請願権の5つに分類することができます。第3章「国民の権利及び義務」において第10条から第40条まで、憲法の約3分の1を権利・義務について規定しており、「人権の21世紀」にふさわしい憲法として国際的に高く評価されています。

### 【基本的人権】

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

### 【個人の尊重と公共の福祉】

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 【法の下での平等】

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

### 【生存権】

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

### 【総論】

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(抄) (障害者差別解消法)

(平成28年4月1日公布・施行)

## 第一章 総則

(目的)

### 第一条

この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

### 第二条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### 一 障害者

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

#### 二 社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

#### 三 行政機関等

国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

### 第三条

国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

### 第四条

国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

#### 第五条

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

#### ①「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

##### 〈不当な差別的取扱いの具体例〉

受付の対応を拒否する。

本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。

学校の受験や、入学を拒否する。

障害者向け物件はないと言って対応しない。

保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。

#### ②「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

##### 〈合理的配慮の具体例〉

障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める。

障害のある人から、「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。

意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。

段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

(内閣府発行 障害者差別解消広報用リーフレット抜粋)

# 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）

（平成28年6月3日公布・施行）

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（目的）

### 第一条

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

### 第二条

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

### 第三条

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

### 第四条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

### (相談体制の整備)

#### 第五条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

### (教育の充実等)

#### 第六条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

### (啓発活動等)

#### 第七条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

# 部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28年12月16日公布・施行)

(目的)

第一条

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条

国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条

国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条

国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例

---

基本的人権が尊重される差別のない自由で平等な社会の実現は、人類全ての悲願であり、障害の有無にかかわらず、全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。また、障害のある人もない人も、等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられる社会の実現は、全ての人間の共通の願いである。

しかしながら、今なお、障害のある人に対する障害を理由とする不利益な取扱いが存在している。また、障害のある人の社会参加や自立を制限する物理的な障壁、誤解や偏見といった意識上の障壁等様々な社会的障壁も存在している。

このような状況を踏まえ、我々は、障害及び障害のある人に関することを身近な課題と捉え、障害の有無にかかわらず、誰もがともに学び生きるという意識を育み、障害を理由とする差別的言動その他の権利利益を侵害する行為をなくすとともに、全ての県民の障害への理解を深めるための取組が必要である。

ここに、我々は、障害のある人もない人も、ともに安心して幸せに暮らすことができる奈良県づくりを目指して、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消、障害のある人の権利擁護及び県民の理解（以下「障害を理由とする差別の解消等」という。）の促進に関する基本的な事項を定め、県の責務、県と市町村との連携並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を推進することにより、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

### (基本理念)

第3条 全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 全ての障害のある人は、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 2 全ての障害のある人は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 3 全ての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々とともに暮らすことを妨げられないこと。
- 4 全ての障害のある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 5 障害のある人とない人が、ともに交流し、及び学び合い理解を深める必要があること。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(県と市町村との連携)

第5条 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消等に関する施策を実施する場合にあっては、当該市町村と連携し、及び協力するとともに、当該市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民及び事業者の役割)

第6条 県民及び事業者は、第3条の基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する関心と理解を深め、自己啓発に努めるとともに、県及び市町村が実施する障害を理由とする差別の解消等の推進に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 障害を理由とする差別の禁止

(不利益な取扱いの禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉サービス(以下「福祉サービス」という。)を提供する場合において、障害のある人に対して、その生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害のある人に対して、同条第16項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、その意に反して同条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第11項に規定する障害者支援施設への入所を強制し、又は同条第15項に規定する共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。
- 3 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- 4 医療を提供する場合において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。
  - ア 障害のある人の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
  - イ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害のある人が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。
- 5 教育を行う場合において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。
  - ア 障害のある人の年齢及び能力かつ特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要と認められる適切な指導又は支援を講じないこと。
  - イ 障害のある人及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)への意見聴取及び必要な説明、情報提供を行わないで、又はこれらの者の意見を十分に尊重せず、障害のある人が就学すべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、中等教育学校(前期課程に限る。))又は特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)をいう。)を決定すること。
- 6 雇用等において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。

- ア 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害のある人に対して、従事させようとする業務を障害のある人が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- イ 障害のある人を雇用する場合において、障害のある人に対して、障害のある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、昇進、降格、配置転換、教育訓練、研修若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。
- 7 不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設又は公共交通機関を障害のある人の利用に供する場合において、障害のある人に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、障害のある人の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- 8 障害のある人に情報を提供し、又は障害のある人から情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。
- ア 障害のある人から情報の提供を求められた場合において、障害のある人に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- イ 障害のある人が意思を表示する場合において、障害のある人に対して、障害のある人が選択した意思表示の方法によっては障害のある人の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- 9 障害のある人に、商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- 10 前各号に掲げるもののほか、障害のある人に対して、障害を理由として不利益な取扱いをすること。

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第9条 何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障害のある人の保護者、後見人その他の関係者が本人に代わって行ったもの及びこれらの者が本人の補佐人として行った補佐に係るものを含む。)があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

### 第3章 障害を理由とする差別を解消するための施策

(相談及び支援)

第10条 何人も、県に対し、第8条各号に掲げる行為及び前条の規定による配慮をしないこと(以下「不利益な取扱い等」という。)に関する相談をすることができる。

- 2 県は、前項に規定する相談があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- 1 相談に応じ、相談者に必要な助言、情報の提供等を行うこと。
  - 2 相談に係る関係者間の調整を行うこと。
  - 3 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(相談員の配置)

第11条 知事は、前条第2項各号に掲げる業務を行わせるため、適正かつ確実に行うことができる者を相談員として委嘱することができる。

2 相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でなくなった後においても、同様とする。

(必要な措置の求め)

第12条 障害のある人は、第10条第1項の相談を経ても不利益な取扱い等に関する事案(以下「対象事案」という。)が解決しないときは、知事に対し、その解決のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 前項の規定は、対象事案に係る障害のある人の保護者、後見人その他の関係者について準用する。ただし、当該求めをすることが明らかに障害のある人の意に反すると認められるときは、この限りでない。

(助言又はあっせん)

第13条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による求めがあった場合において、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんを行うことが適当でないときを除き、奈良県障害者相談等調整委員会に助言又はあっせんを行わせるものとする。

2 奈良県障害者相談等調整委員会は、前項の規定による助言又はあっせんのため必要があると認めるときは、対象事案の当事者(以下「関係当事者」という。)に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることその他必要な調査を行うことができる。

3 奈良県障害者相談等調整委員会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。

4 奈良県障害者相談等調整委員会は、助言を行ったとき又はあっせんが終了し、若しくは打ち切られたときは、その結果を知事に報告しなければならない。この場合において、関係当事者があっせんに従わなかったときは、その旨その他規則で定める事項を併せて報告しなければならない。

(勧告等)

第14条 知事は、前条第4項による報告を受けた場合において次の各号のいずれかに該当するため調査をすることを要すると認めるときは、関係当事者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

1 正当な理由なく、前条第2項の規定による調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 前条第2項の規定による調査に対して虚偽の資料の提出又は説明を行ったとき。

3 前条第4項の規定によるあっせんを受け入れた不利益な取扱い等をしたと認められる関係当事者が、正当な理由なく、当該あっせんに基づいた措置を履行しないとき。

2 前項の説明又は資料の提出により、関係当事者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、知事は、関係当事者に対し、必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。

(公表)

第15条 知事は、前条第2項の規定による勧告を受けた関係当事者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 第4章 奈良県障害者相談等調整委員会

第16条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、障害のある人の権利擁護等のための施策に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議させるため、奈良県障害者相談等調整委員会(以下この条において「調整委員会」という。)を置く。

2 調整委員会は、委員15人以内で組織する。

- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。
  - 1 学識経験を有する者
  - 2 障害のある人及び障害のある人の福祉に関する事業に従事する者
  - 3 事業者を代表する者
  - 4 その他知事が適当と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 障害及び障害のある人に関する理解の促進

第17条 県は、障害を理由とする差別をなくすことの重要性について、県民の関心と理解を深めるため、障害及び障害のある人に関する知識等の普及啓発その他必要な事業を行うものとする。

#### 第6章 雑則

(その他)

第18条 この条例で定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

#### 第7章 罰則

第19条 第11条第2項又は第16条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第2章、第3章及び第7章の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第11条第1項の規定による相談員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

## 奈良県部落差別の解消の推進に関する条例

---

### (目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、及び施策を推進するための基本的な計画の策定等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、全ての人を包摂し、及び人に優しい社会の実現を基本理念として行わなければならない。

### (県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村と連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

### (基本計画)

第4条 知事は、部落差別の解消に関する施策を推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 前項に基づく基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- 一 部落差別の解消に関する施策についての基本的な方針
- 二 部落差別の解消に関し、県が計画的に講ずべき施策

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、奈良県人権施策協議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### (調査の実施)

第5条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施及び前条の基本計画策定のため、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

2 県は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じなよう留意しなければならない。

### (相談体制の充実)

第6条 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

### (教育及び啓発)

第7条 県は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

第8条 県は、国及び市町村と連携し、部落差別の解消に関する施策を推進する体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 檀原市人権擁護に関する条例

---

(平成8年6月21日条例第22号)

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法の理念に則り、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参加による差別のない檀原市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、関係法令等に基づき、市政の重要な課題として必要な施策の推進を図り、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の同和問題等についての人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 檀原市男女共同参画推進条例

(平成18年3月31日条例第4号)

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。そして、男女平等の実現に向けて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准するとともに、男女共同参画社会基本法が制定されるなど、様々な取組が行われています。

私たちのまち檀原市には、万葉集にうたわれた名勝大和三山、日本で初めての本格的な都城として造られ、国家の基盤となる大宝律令が編さんされた藤原京など、貴重な歴史的・文化的な遺産が数多くあります。このように歴史豊かな檀原市は、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、性別にとらわれず、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を発揮できる心豊かなまちを目指しています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は、依然として根強く残っています。さらに、少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢が急速に大きく変化していく中で、性別にかかわらず生き生きと暮らせる社会づくりには、なお、多くの課題があります。

このような状況を踏まえ、男女平等の視点に立ち、男女が、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で対等に参画し、ともに責任を分かち合う社会を実現し、次世代へとつなげていくために、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快にさせ、その者の就業関係その他の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、配偶者であった者、パートナーその他親密な関係にある者に対する身体的、性的、精神的又は経済的暴力をいう。
- (5) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (7) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担や慣行にとらわれることなく、社会における活動を自由に選択できるよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の活動において、対等に参画し、両立できること。
- (5) 男女が、互いの性及び身体的特徴を理解し、妊娠、出産等、性と生殖に関して自己決定が尊重され、かつ、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮すること。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自ら率先し、市民、事業者及び教育関係者並びに国及び他の地方公共団体等と連携し、取り組まなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、自ら積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進することができる体制の整備に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、その教育を行う過程において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

#### (性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

## 第2章 基本的施策

### (行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本となる計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民、事業者及び教育関係者の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、第18条に規定する檀原市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

### (調査研究)

第11条 市は、男女共同参画に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第12条 市は、附属機関等の委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講じるよう努めなければならない。

(市民等の活動に対する支援)

第13条 市は、市民、事業者及び教育関係者における男女共同参画の推進についての自主的な活動に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援の実施に努めるものとする。

(家庭生活と他の活動との両立支援)

第14条 市は、男女が共に家庭生活における活動と他の活動とを両立できるよう必要な支援の実施に努めるものとする。

(相談への対応)

第15条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談を受けたときは、関係行政機関と連携し、解決に努めなければならない。

(広報活動及び啓発)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関し、必要な広報活動を行い、その啓発に努めるものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、行動計画に基づいた施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3章 檀原市男女共同参画審議会

(審議会)

第18条 市長の附属機関として、檀原市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、審議し、答申する。

(1) 第9条第2項の規定により市長から意見を求められた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に必要な事項

3 審議会は、市長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。

4 審議会の委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満であってはならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年3月に策定された男女共同参画かしはらプランは、第9条第1項の規定により策定された計画とみなす。

## 檀原市犯罪被害者等支援条例

---

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っているものをいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、奈良県その他の関係機関、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられること。
- (3) 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立って適切かつきめ細やかで途切れることなく提供されること。

### (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

### (市民等の責務)

第5条 市民等は、第3条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

### (相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める見舞金を支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 傷害見舞金 100,000円

2 前項の規定による見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(居住の安定)

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を深めるための広報及び啓発に努めるものとする。

(民間支援団体への支援)

第10条 市は、民間支援団体が、犯罪被害者等への支援を円滑に実施することができるよう必要な支援を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

2 第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。

## 檀原市手話言語条例

---

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する日本語と異なる文法体系をもつ独自の言語であり、ろう者が情報を取得し、及び意思疎通を行うために使用されていますが、長い間、言語として認識されてきませんでした。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたため、手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境を整備していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる檀原市を目指し、この条例を制定するものです。

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、全ての市民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話の普及等 手話の理解及び普及並びに地域における手話を使用した社会参加しやすい環境の整備を図ることをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学している者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行っているものをいう。

### (基本理念)

第3条 手話の普及等は、ろう者の手話による意思疎通を円滑に行う権利を尊重することを旨として行うものとする。

### (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、ろう者が自立した日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及等に関する施策を推進するものとする。

### (市民の役割)

第5条 市民は、第3条の基本理念にのっとり、地域社会で共に暮らす一員として手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、第3条の基本理念にのっとり、市が推進する施策に協力するとともに、手話への理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

### (事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による情報を取得しやすい環境及び手話を使いやすい環境の整備等ろう者の社会参加の機会の拡大を図るための施策
- (3) 手話通訳者の配置等手話による意思疎通支援のための施策
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項に規定する施策について、障がい福祉に関する市の計画と調和を保ちながら推進するものとする。

3 市は、第1項に規定する施策の推進状況の確認及び見直しを行うため、ろう者、手話通訳者その他関係者との協議の場を設けるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

---

檜原市人権施策に関する基本計画  
改訂版

2019(平成31)年3月

檜原市市民活動部人権政策課  
〒634-8586 檜原市八木町1丁目1-18  
電話 0744-22-4001(代表)

---

